

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構

外部検証報告書

平成30年3月

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構

外部検証委員会

目 次

はじめに	1
----------------	---

外部検証結果

I 評価事業	2
II 国立大学施設支援事業	4
III 学位授与事業	5
IV 質保証連携	6
V 調査研究	8

参考資料

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構外部検証委員会委員名簿	9
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構外部検証実施要項	10
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構外部検証委員会規則	11
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構外部検証委員会開催状況等	13
第3期中期目標期間における各事業の実績	14
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法	32
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構第3期中期目標・中期計画対照表	47

はじめに

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構外部検証委員会

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、平成28年4月1日に、独立行政法人大学評価・学位授与機構と独立行政法人国立大学財務・経営センターが統合し、発足した。

機構は、旧2法人が行ってきた大学等の評価、施設費貸付・交付、学位授与、質保証連携、及び調査研究の各業務を統合後も引き続き着実に実施するとともに、法人統合を機に、旧法人時代からの蓄積や強みを生かし、統合のシナジー効果を生み出して、我が国の高等教育の質の向上の支援機能を更に強化していくことを目指すこととしている。

機構の中期目標期間は5年間と定められているが、このたびの統合に当たっては、旧法人から中期目標期間が引き継がれたため、現中期目標期間は平成26年度から平成30年度までとなっている。このため、機構は、現中期目標期間の4年目に当たる本年度に、業務運営等の状況について自己点検・評価を行った結果を検証するため、高等教育関係者、産業界関係者等で構成される独立行政法人大学改革支援・学位授与機構外部検証委員会を設置した。

本委員会による検証では、機構が作成した資料を基にヒアリングを行い、第3期中期目標期間の過去3か年（平成26年度から平成28年度）における業務の実績と、本年度を含む今後2か年（平成29年度及び平成30年度）の業務計画について検証するとともに、次期中期目標期間に向け、今後の事業の方向性について検討を行った。

本委員会は、今回の検証を通じ、機構の各業務が中期計画の達成に向けて総じて適切に進められていると判断した。また、次期中期目標期間に向けて、各業務を引き続き着実に実施すること、国内外の大学や関係機関等と連携し、我が国の高等教育の質の保証・向上に資する取組の更なる充実・強化を図っていくことを提言する。

近年、少子高齢化、グローバル化、高度情報化等の急激な進展により、社会構造が変化する中で、我が国の高等教育機関は、社会の変化に柔軟に対応しつつ、同時に、社会が変化しても陳腐化しない普遍的な能力を育成する課題に応えるべく、改革に取り組んでいる。また、社会では自己の充実・啓発や生活の向上のために高等教育段階のさまざまな学習を行う機会も増してきている。

本委員会は、機構が高等教育機関の改革に向けた取組を支援することや、高等教育段階の学びの成果を適切に評価して学位を授与することが、我が国の高等教育の今後の発展に不可欠であることを確信し、その役割に期待するものである。

平成30年3月

外部検証結果

I 評価事業

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価（第3期中期計画Ⅱ－2－（1））

第3期中期目標期間における業務の実績及び今後の計画についての検証

機構は、文部科学大臣の認証を受け、大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価及び法科大学院認証評価を行っている。また、機構は、認証評価とは別に独自に行う第三者評価として、大学に対して、それぞれの特色を明確にするため、研究活動の状況や地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況について評価する「選択評価」を実施している。これらの評価については申請に応じて実施し、いずれも年度内に評価結果を通知・公表している。加えて、毎年、評価者・被評価者へのアンケートを実施し、その結果等に基づき評価方法等の改善を行うなど、適切に実施している。

さらに、機構は、評価に関連する調査研究や、国内外の機関と連携した活動を行っており、これらの活動で得た成果や知見について、機構の評価に活かすとともに、他の評価機関や大学等に提供することにより、認証評価全体の改善に資するための先導的役割を果たしている。

なお、中期目標及び中期計画に基づき、機関別認証評価事業を実施するための経費を評価手数料収入で賄うとともに、法科大学院評価事業に係る運営費交付金負担割合についても段階的に削減している。

本委員会は、これらの実績等を検証した結果、機構の本事業が中期計画の達成に向けて適切に進められていると判断する。

なお、評価を通じ、大学等の質の向上や特色等が一層明確になることが望まれる。

次期中期目標期間に向けた方向性に関する提言

次期中期目標期間においても、引き続き、以下の点に留意しつつ、機構が我が国の認証評価全体の改善に資するための先導的役割を果たすべきである。

- ・調査研究や国際連携活動の成果に基づいた、国際的動向を踏まえた評価システムを開発・実施・検証・改善し、他の評価機関や大学等にその成果やノウハウを提供する。
- ・内部質保証を重視した評価の実施に加えて、調査研究の成果、国内外の質保証に係る情報、質保証能力向上のためのプログラム等を提供することにより、大学等における内部質保証の確立を多角的に支援する。
- ・上記の先導的取組を行うとともに、その成果の実証のためにも、引き続き認証評価を実施する。評価の実施にあたっては、業務の合理化・効率化を図る。

その際、グローバル化やダイバーシティにも配慮した評価が望まれる。また、我が国では、地球規模での協調・共生が求められる一方、国際競争力の強化が必要とされる中で、少子高齢化が進行し生産年齢人口が大幅に減少すると同時に、産業構造や就業構造に大きな変化が生じる状況にある。これを踏まえて、各大学が、機構が行う評価事業やその結果を通じ、その特色を活かして、課題設定能力やそれを解決する能力の育成、職業人の再教育をはじめとする生涯教育への対応など、社会から求められる期待に応えるべく大学改革を促進すること、また、機構がそれらの取組を支援することを期待する。

（参考資料「第3期中期目標期間における各事業の実績」P1～3 参照）

(2) 国立大学教育研究評価（第3期中期計画Ⅱ－2－(2)）

第3期中期目標期間における業務の実績及び今後の計画についての検証

機構は、文部科学省に設置された国立大学法人評価委員会からの要請を受け、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における業務の実績のうち、教育研究の状況についての評価を実施している。

第3期中期目標期間においては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間における評価を実施した。

評価の実施に当たっては、実施年度以前から説明会や研修会を開催するなど、公正かつ円滑な評価の実現に努めるとともに、ヒアリングにおけるテレビ会議システムの導入等、ICTの活用により業務の合理化・効率化にも努めた。

評価実施後には評価者・被評価者へのアンケート調査を実施し、現在、第3期中期目標期間における教育研究の状況についての評価に向けた検証及び評価方法の改善等の検討を進めている。

本委員会は、これらの実績等を検証した結果、機構の本事業が中期計画の達成に向けて適切に進められていると判断する。特に、国立大学法人等の第2期中期目標期間における評価を着実に実施したことは評価できる。

次期中期目標期間に向けた方向性に関する提言

機構がこれまでに実施した評価の検証に基づき、国立大学法人等の現状や社会的要請等も踏まえ、適切な評価システムを構築し、第3期中期目標期間における教育研究の状況についての評価を円滑に実施すべきである。

その際、国立大学教育研究評価事業の実施を通じ、文部科学省（政府）が進める国立大学の機能強化施策等を踏まえ、各国立大学法人の個性が伸長し、教育研究機能の質の向上を図るなど、各法人の特色を活かした機能強化が図られることを期待する。

（参考資料「第3期中期目標期間における各事業の実績」P4～5 参照）

Ⅱ 国立大学施設支援事業（第３期中期計画Ⅱ－３、Ⅱ－４）

第３期中期目標期間における業務の実績及び今後の計画についての検証

機構の国立大学施設支援は、「施設費貸付事業」、「施設費交付事業」、「旧特定学校財産の管理処分」及び「承継債務償還」で構成され、これらの事業の実施を通じて、国立大学法人等の施設整備等の安定的な実施、教育研究環境の整備充実、財務及び経営の改善を支援している。

これらの事業は、平成 28 年 4 月の法人統合以前は独立行政法人国立大学財務・経営センターにおいて実施していたものであり、法人統合後も、引き続き、それぞれ着実に実施している。

また、平成 29 年度には、「教育研究情報・財務情報連携による大学経営手法のフレーム検討ワーキンググループ」を設置して、国立大学法人との共同プロジェクトのフレーム案について検討しとりまとめるなど、新たな取組も進めている。

本委員会は、これらの実績等を検証した結果、機構の本事業が中期計画の達成に向けて適切に進められていると判断する。

特に国立大学附属病院は、長期的・継続的な再開発・施設整備、最先端の設備の導入・更新等が不可欠であり、機構が継続的に行っている施設費貸付事業の意義は極めて大きく、本事業を着実に行っていることは評価できる。

また、国立大学附属病院の経営分析能力を高めるための「国立大学附属病院における決算資料から見る経営判断の指標等」の作成や、病院職員を対象としたワークショップの開催等に取り組んでいることは高く評価できる。

次期中期目標期間に向けた方向性に関する提言

次期中期目標期間においても、引き続き、施設費貸付、施設費交付、旧特定学校財産の管理処分、承継債務償還の各事業を適切かつ安定的に実施すべきである。

また、国立大学附属病院等と連携し、病院の経営改善に資する情報の調査・分析・共有、人材の育成をはじめ、経営に関する諸課題の解決に向けた支援の一層の充実を期待する。

（参考資料「第３期中期目標期間における各事業の実績」P6～8 参照）

Ⅲ 学位授与事業（第3期中期計画Ⅱ－5）

第3期中期目標期間における業務の実績及び今後の計画についての検証

機構は、法令に基づき、「単位積み上げ型による学士の学位授与」と「省庁大学校修了者に対する学位授与」の二種類の制度で学位を授与している。いずれの制度においても、毎年度、着実に申請を受け付け、審査を行い、学位を授与している。

第3期中期目標期間においては、中期目標及び中期計画に基づき、「単位積み上げ型による学士の学位授与」において、従来の制度に加えて、新たな審査方式として、機構が定める要件を満たす高等専門学校及び短期大学に置かれた専攻科を特例適用専攻科として認定し、その後、学位授与審査を開始した。この審査は、専攻科での学修の成果により着目した審査を行うものであり、学位の質を担保しつつ、より円滑に学位を授与することが可能となった。また、「省庁大学校修了者に対する学位授与」においても、新たに3つの課程を認定し、これらの課程の修了者に対しても学位の授与が可能となった。

さらに、放送大学と協定を締結し、その後、合同で説明会を開催するなど、学位授与事業についての広報に関する取組を進めている。

なお、中期目標及び中期計画に基づき、学位授与事業に係る運営費交付金の負担割合を引き下げるため、業務の合理化・効率化に取り組んでいる。

本委員会は、これらの実績等を検証した結果、機構の本事業が中期計画の達成に向けて適切に進められていると判断する。

次期中期目標期間に向けた方向性に関する提言

多様な学習形態を学位取得につなげることのできる機構の学位授与制度は、生涯に渡って学び続ける社会の実現においても重要な意義、役割を有し、次期中期目標期間においても、引き続き、本事業を着実に実施すべきである。

その際、学位の質の担保と申請者の利便性に配慮しつつ、電子申請やペーパーレス会議の推進、遠隔会議システムなどのICTの積極的な活用などにより、引き続き業務の効率化及び合理化に努めるべきである。

また、学位取得希望者向けの説明会を開催するなど、引き続き効果的な広報活動を行い、機構の学位授与制度への理解の増進に努めるべきである。

（参考資料「第3期中期目標期間における各事業の実績」P9～12 参照）

Ⅳ 質保証連携（第3期中期計画Ⅱ－6）

「大学連携・活動支援」及び「国際連携・活動支援」に整理・発展

第3期中期目標期間における業務の実績及び今後の計画についての検証

機構では、「質保証連携」として、大学等に関する情報の収集・整理・提供、質保証人材育成、国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組の各取組を行っている。

第3期中期目標期間においては、中期目標及び中期計画に基づき、大学と連携し、情報活用取組を進めたほか、国内外の質保証制度に関する情報発信を充実し、「国際連携ウェブサイト」への年間アクセス数が期中目標値の16万件を上回り、平成28年度には30万件に達した。さらに、中韓の質保証機関と共同で「キャンパス・アジア」プログラムの質保証に取り組むなど、諸外国の質保証機関との連携も積極的に進めた。また、日本私立学校振興・共済事業団と連携して、大学ポートレートの運用を開始した。

本委員会は、実績等を検証した結果、機構の本事業が中期計画の達成に向けて適切に進められていると判断する。

これらの取組においては、当該取組による大学等の諸活動での改善点について、社会へのより積極的な開示が望まれる。

また、大学ポートレートについては、日本私立学校振興・共済事業団と連携し、外国語での情報発信など一層の充実が望まれる。

次期中期目標期間に向けた方向性に関する提言

我が国の社会全体の構造が変化する中で、大学等の質の保証は一層重要になっており、それを支援することが、機構の役割である。質保証連携に関する事業については、次期中期目標期間においては、今期の各取組をさらに発展させ、業務の構成を整理する観点から、「大学連携・活動支援」及び「国際連携・活動支援」と位置付け、実施することが適当である。

その際、「大学連携・活動支援」においては、教育研究情報と財務情報との連携など、法人統合による効果を発揮し、大学の財務・経営面を含めた質の向上のためのマネジメント機能向上の支援に積極的に取り組むことが期待される。

また、「国際連携・活動支援」においては、機構が、国内外の高等教育機関間の学生交流を促進する活動を強化するために、学習履歴の国際的な承認促進に資する情報の収集・整理・提供に係る取組をさらに発展させる場合には、次期中期目標等に取組の目的や内容等が明確に規定されることが必要であると考ええる。

なお、次期中期目標期間において留意すべき点は以下のとおりである。

大学連携・活動支援

- ・機構の各事業や調査研究の成果等を活用し、大学等と連携して、教育研究情報及び財務情報の収集・手法開発・提供、財務分析や資産活用・運用等に係る人材や質保証に関わる人材の能力向上の支援など、大学の財務・経営面を含めたマネジメント機能向上の支援に取り組む。
 - ・大学ポートレートに係る取組のうち、情報の公表に係る機能については、利用者の利便性の向上や情報の充実等に引き続き取り組む。なお、国内発信サイトについては、アクセス数等の目標を掲げた上で、その状況等により抜本的な見直しを検討する。
- また、情報の活用に係る機能を強化し、大学における大学情報等の活用の促進を支援する。

国際連携・活動支援

- ・日本及び諸外国の高等教育質保証に関する情報の収集・整理・提供に係る取組をさらに発展させる。
- ・日本の高等教育の国際的な信頼性を確保するため、日中韓における国際共同教育プログラムの質保証活動等、覚書締結機関等と連携した取組をさらに推進する。
- ・学習履歴の国際的な承認促進に資する情報の収集・整理・提供に係る取組を充実させる。

(参考資料「第3期中期目標期間における各事業の実績」P13～15 参照)

V 調査研究（第3期中期計画Ⅱ－7）

第3期中期目標期間における業務の実績及び今後の計画についての検証

機構では、研究開発部が中心となり、機構における大学評価、学位授与及び質保証連携の各事業等の基底となる基盤的研究並びに事業の検証等に係る実証的研究を実施している。調査研究における実証的研究の成果は直ちに事業に反映させるとともに、報告書として公表している。また、基盤的研究の成果は適時に学会等で発表し、とりまとめた成果を学術論文誌等で公表している。

本委員会は、これらの実績等を検証した結果、機構の調査研究が中期計画の達成に向けて適切に進められていると判断する。

次期中期目標期間に向けた方向性に関する提言

次期中期目標期間においても、機構の各事業の方向性も踏まえ、機構の各事業等の基底となる基盤的研究並びに事業の検証等に係る実証的研究を着実に実施すべきである。また、高等教育の質保証に係る喫緊の課題の解決に資する調査研究を実施し、その成果を社会に提供すべきである。

その際、大学や大学関係団体等、調査研究を行う他機関との連携・交流の一層の促進を期待する。

（参考資料「第3期中期目標期間における各事業の実績」P16～18 参照）

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
外部検証委員会 委員名簿

(任期：平成29年9月1日～平成30年3月31日)

平成30年3月現在

いしぐろ なおき 石 黒 直 樹	国立大学法人名古屋大学医学部附属病院長
うつみ ふさこ 内 海 房 子	独立行政法人国立女性教育会館理事長
かたやま えいじ 片 山 英 治	野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
かわた ていいち 河 田 悌 一	日本私立学校振興・共済事業団理事長
はまだ じゅんいち 濱 田 純 一	放送倫理・番組向上機構（BPO）理事長
みやけ たつや 三 宅 龍 哉	株式会社 FUJITSU ユニバーシティ代表取締役社長

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構外部検証実施要項

平成29年10月23日

外部検証委員会決定

(趣旨)

- 第1 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構組織運営規則（平成16年規則第1号）第22条第2項の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）が実施する外部検証については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構外部検証委員会規則及びこの要項の定めるところによる。

(目的)

- 第2 外部検証は、第3期中期目標期間における機構の業務の進捗状況について検証するとともに、次期中期目標期間における機構の業務の在り方について検討することを目的とする。

(外部検証の実施方法等)

- 第3 外部検証委員会は、機構が平成26年度から平成28年度までに実施した業務について、業務実績、自己評価結果及び今後の実施計画等に基づき、中期計画の達成に向けた進捗状況を検証する。

また、次期中期目標期間における業務の在り方の検討に資するため、本中期目標期間中の業務の進め方、次期中期目標期間に向けた展開等について意見を述べる。

- 2 検証等は、機構が提出する資料に基づく書面調査及び機構からのヒアリング調査により行う。

(外部検証結果の公表)

- 第4 外部検証委員会でとりまとめた検証等の結果は、報告書として刊行するとともに、機構のウェブサイトに掲載し、公表する。

(雑則)

- 第5 この要項に定めるもののほか、外部検証の実施に関し必要な事項は、外部検証委員会が別に定める。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構外部検証委員会規則

平成19年6月21日

規則第1号

最終改正 平成29年6月13日

(設置)

第1条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）に、外部検証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、機構がその業務運営等の状況について点検・評価を行った結果について検証を行うことを任務とする。

(組織)

第3条 外部検証委員は、機構の職員以外の者から、評議員会の意見を聴いて機構長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会に出席することのできない委員は、書面をもって表決をなし、又は他の委員に表決を委任することができる。この場合は、出席とみなす。

(任期)

第6条 委員の任期は、機構長が委嘱した日の属する年度の末日までとする。

(庶務)

第7条 委員会の審議事項に関する調整は企画室において行う。

2 前項の業務のうち委員会の庶務は、総務企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成19年6月21日から施行する。

附 則（平成23年3月28日）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月4日）

この規則は、平成24年6月4日から施行する。

附 則（平成24年9月4日）

この規則は、平成24年9月4日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月13日）

この規則は、平成29年6月13日から施行する。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 外部検証委員会開催状況等

「外部検証委員会」の開催①

10月23日(月)14:00-16:00 第1回会合
・外部検証の実施方法について協議
・機構の業務等についてヒアリング

10月中旬～11月中旬 委員によるコメントの提出

「外部検証委員会」の開催②

12月12日(火) 15:00-17:00 第2回会合
・委員によるコメントを踏まえた意見交換

「外部検証委員会」の開催③

平成30年
1月22日(月) 14:00-16:00 第3回会合
・「外部検証報告書(案)」の協議

外部検証結果の公表

3月 「外部検証報告書」の公表

第3期中期目標期間における各事業の実績

1-1. 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

中期計画

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

2 教育研究活動等の評価

我が国の評価機関が国際通用性のある質の高い評価を行えるよう、評価に関する調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた知見を活用し、大学等（大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関をいう。）の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価、及び、大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価を行う。また、民間認証評価機関や大学等に専門的知見の提供等を積極的に行うため、認証評価機関連絡協議会を年間2回以上開催する。これらの取組を推進することにより、認証評価全体の改善に資するための先導的役割に特化する。

(略)

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等

ア 毎年度、大学等の希望に応じて、研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況等について、それぞれ機構が定める評価基準に従って選択評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。

イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。

ウ 本中期目標期間中に、機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

エ 評価の国際通用性や高等教育政策上の要請を踏まえた評価システムを構築するため、本中期目標期間中に評価に関する調査研究の成果を反映した新たな評価基準等の策定に向けた検討を行う。

② 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

ア 毎年度、大学、高等専門学校及び法科大学院の求めに応じて、機構が定める評価基準に従って大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学、高等専門学校及び法科大学院に通知するとともに公表する。

イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。

ウ 本中期目標期間中に、機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

エ 民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、機構自らが実施する認証評価について、本中期目標期間中にその数を段階的に削減し将来的な廃止を含めた在り方を検討する。

オ 認証評価制度全体の改善に資するための先導的な取組に関する部分を除き、原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、合理化・効率化を図る。

カ 法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価については、政府における法曹養成

制度改革の動向を踏まえ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減する。

業務実績データ			26年度	27年度	28年度
認証評価実施校数	大学	申請校数（当機構での受審を希望した校数）	29	33	18
		当機構で評価を実施した校数	29	33	18
	高等専門学校	申請校数（当機構での受審を希望した校数）	15	2	4
		当機構で評価を実施した校数	15	2	4
	法科大学院	申請校数（当機構での受審を希望した校数）	3	1	0
		当機構で評価を実施した校数	3	1	0
認証評価検証アンケート回答率			88.8%	93.0%	86.1%
選択評価等実施校数	大学	選択評価事項A 研究活動の状況	1	3	3
		選択評価事項B 地域貢献活動の状況	4	6	7
		選択評価事項C 教育の国際化の状況	3	2	1
	高等専門学校	研究活動の状況	15	2	4
		正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況	15	1	4
	その他の第三者評価		1	0	0
選択評価検証アンケート回答率			87.5%	87.2%	86.9%
認証評価機関連絡協議会等開催回数			4回	4回	4回
機関別認証評価制度に関する連絡会開催回数			4回	4回	4回
評価対象校向け説明会参加者数	大学（2会場）		334人	178人	128人
	高等専門学校		34人	36人	42人
	法科大学院		5人	54人	62人
評価委員向け研修参加者数	大学		64人	75人	42人
	高等専門学校		17人	5人	8人
	法科大学院		13人	8人	—
3か年の業務実績のポイント					
・認証評価については、毎年度、大学等からの申請に応じて評価を実施し、いずれも年度内に大学等に評価結果を通知するとともに、機構のウェブサイト等で公表した。評価実施にあたっては、あらかじめ説明会や研修を実施するなど、公正、適切かつ円滑な実施に努めるとともに、対象校数に応じて審査体制や事務局体制を見直すなど、効率的かつ効果的な実施に努めた。 ・中期目標及び中期計画に基づき、機関別認証評価事業を実施するための経費は評価手数料収入で賄うとともに、法科大学院評価事業に係る運営費交付金負担割合についても段階的に削減した。 ・機構は、認証評価とは別に、機構が独自に行う第三者評価として大学等に関して「選択評価」					

第3期中期目標期間における各事業の実績

を実施した。

- ・文部科学省から委託を受けて「分野別質保証の在り方に関する調査研究」を実施するなど、事業にその成果を活かし評価に関連する調査研究を実施している。認証評価全体の改善に資するための先導的役割を果たすため、これらの活動で得た成果・知見については、他の評価機関にも提供するとともに、報告書の公表やワークショップの開催等を通じて、大学等にも広く提供するように努めている。
- ・実施した認証評価等の有効性・適切性について、毎年度の評価対象校及び評価委員へのアンケート調査によって検証を行い、その結果を踏まえて評価方法等の改善に役立ててきた。
- ・平成28年度より大学機関別認証評価の3巡目（平成31年度以降）に向けた評価基準等の検討を開始した。また、平成27年度より高等専門学校機関別認証評価の3巡目（平成30年度以降）に向けた評価基準等の改定作業を行い、平成28年度にはパブリックコメントを反映させて、認証評価委員会で3巡目の評価実施内容を確定した。法科大学院の認証評価は法曹養成制度改革に合わせて適時に基準等を見直した。

平成30年度までの見通し

- ・平成29年度は、大学14校、高等専門学校4校、法科大学院6校の認証評価を実施している。また、平成30年度は、大学4校、高等専門学校6校、法科大学院12校が申請を予定している。これらについては、業務の効率化に努めつつ、着実に評価を実施する。
- ・大学機関別認証評価については、平成31年度から実施される予定の3巡目の大学機関別認証評価に向けて、認証評価委員会において実施大綱や評価基準等の改定に向けた検討を進めている。平成29年度中にパブリックコメントを実施した上で評価基準等を策定する。平成30年度には、通例の認証評価に加えて、3巡目の評価実施に向けて準備する。
- ・高等専門学校認証評価については、平成29年度には、通例の認証評価の実施に加えて、平成30年度から実施する3巡目の評価基準等の周知を図るための説明会を開催するなど、円滑な評価実施に向けた準備も行っている。平成30年度には新たな評価基準に基づく認証評価を実施する。

資料該当ページ	26年度	27年度	28年度
業務実績報告書	P25～46	P23～47	P22～43
主務大臣による評価書	P25～33	P22～30	P20～28

1－2．国立大学教育研究評価

中期計画				
Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 教育研究活動等の評価 (略) さらに、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究水準の向上に資するため、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づき、調査研究等の成果を活用し、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における教育研究の状況について評価を行う。 (2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価 ア 国立大学法人及び大学共同利用機関法人 90 法人の第 2 期中期目標期間における教育研究の状況について、評価を行い、評価結果について、文部科学省国立大学法人評価委員会に提出するとともに、社会に公表する。 イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう、評価体制等を構築し、大学の教育情報に係るデータベースを活用するとともに、評価担当者の研修を実施する。 ウ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第 2 期中期目標期間における教育研究の状況の評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うこと等により検証し、第 3 期の評価に向けた評価方法を改善するための検討を行う。				
業務実績データ		26年度	27年度	28年度
評価実務担当者向け説明会	参加者数	297 人	378 人	—
	参加機関（参加割合）	90 法人 (100%)	90 法人 (100%)	—
専門委員向け研修参加者数	参加者数（達成）	—	161 人	—
	参加者数（現況）	—	238 人	—
	参加者数（研究）	—	513 人	—
パブリックコメント	意見数	43 件	—	—
	対応割合	100%	—	—
評価実施対象機関数		—	—	90 法人
3 か年の業務実績のポイント				
・機構は、文部科学省に設置された国立大学法人評価委員会からの要請を受け、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における業務の実績のうち、教育研究の状況についての評価を実施している。国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第 2 期中期目標期間に合わせて、平成 27 年度までに評価実施に向けた準備を行い、平成 28 年度に評価を実施した。 ・平成 26 年度には、平成 28 年度に実施する国立大学法人評価について、国立大学法人等の担当者への説明会を実施し、評価の概要を説明した。また、評価者が使用する「評価作業マニュアル」、及び国立大学法人向けに「評価に関する Q & A」を作成した。さらに、評価実施のために専門委員候補者を選出した。 ・平成 27 年度には、国立大学法人担当者への説明会を開催し、「評価に関する Q & A」や評価において使用する資料等について説明を行った。また、評価者となる専門委員 1014 名の委嘱手				

第3期中期目標期間における各事業の実績

続きを行うとともに、評価者に対する研修会（6回）を開催して円滑な評価に向けた準備を行った。

- ・平成28年度には、「国立大学教育研究評価委員会」の下に、「研究業績水準判定組織」、「現況分析部会」及び「達成状況判定会議」の各組織を設置し、全90法人の評価を実施した。「研究業績水準判定組織」においては321の科研費の細目ごとに評価者を配置し、「現況分析部会」においては分野別に10の学系部会を編成して1,429組織の現況を分析するなど、きめ細かな評価を行った。また、「研究業績水準判定組織」及び「現況分析部会」の判定・分析を踏まえて中期目標の達成状況を判定する「達成状況判定会議」においては、書面での分析に加えて、全法人に対してヒアリングを行った。なお、評価実施にあたっては、ヒアリングにおけるテレビ会議の活用や委員会・判定会議等の資料のペーパーレス化など、合理化・効率化に努めた。

平成30年度までの見通し

- ・平成29年6月14日には、文部科学省の国立大学法人評価委員会によって機構による教育研究の状況についての評価を含めた評価が確定され、各法人に通知された。機構ではウェブサイトを通じて各法人の結果を公表した。
- ・平成29年度には、平成28年度より実施している評価者に対するアンケート調査に加えて、国立大学法人等に対するアンケート調査を実施し、第3期中期目標期間における教育研究の状況についての評価の実施に向けた検証及び評価方法の改善等の検討を進めている。平成29年度に評価制度の基本設計を行い、平成30年度に実施方法を確定する予定としている。

資料該当ページ	26年度	27年度	28年度
業務実績報告書	P47～50	P48～51	P44～48
主務大臣による評価書	P34～36	P31～32	P29～31

2. 国立大学施設支援事業（施設費貸付事業、施設費交付事業、国から承継した財産等の処理）

中期計画

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

国立大学法人等の施設は、独創的・先端的な学術研究や創造性豊かな人材育成のための活動基盤であって、質の高い、安全な教育研究環境の確保が求められていることから、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等の施設整備等を多様な財源により安定的に実施し、教育研究環境の整備充実を図るため、文部科学省の策定する方針に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付を行う。

なお、事業の実施にあたっては、法令等を遵守し、国立大学法人等と密接な連携を図りつつ、円滑な業務実施に努める。

（1）施設費貸付事業

① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備及び国立大学の移転による整備等に必要な資金として貸付けを行う。

② 貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ又は債券発行により資金の調達を行う。その際、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。

③ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。

また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。

なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。

④ 貸付事業に係る債権について確実に回収し、長期借入金債務等の償還を確実に行うため、年間5箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。

⑤ 民間資金の調達にあたり、IR活動として年間5箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。

⑥ 機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うための調査、分析を行う。

（2）施設費交付事業

① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国から承継した旧特定学校財産を処分することで得られる収入、各国立大学法人等からの財産処分収入の一定部分の納付金等の財源により、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。

② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図るため、年間5箇所以上の交付先訪問調査を実施する。

③ 交付事業財源の確保について、文部科学省及び国立大学法人等の関係機関との連携を図るとともに、外部有識者、専門家の協力を得る等により本中期計画期間中に具体的な検討を行い、一定の結論を得る。

4 国から承継した財産等の処理

第3期中期目標期間における各事業の実績

(1) 旧特定学校財産の管理処分

国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として貸与しつつ、売却を進める。

なお、処分の予定時期等の計画については、年度計画において策定することとし、毎年度その進捗状況を明確にする。

(2) 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

業務実績データ		達成目標	前中期目標期間 最終年度値	26年度	27年度	28年度
施設費貸付事業 の実施状況	計画値	—	—	—	—	—
	実績値	—	73 件	83 件	91 件	84 件
	達成度	—	—	—	—	—
貸付対象事業に 係る現地調査の 実施件数	計画値	年間 5 箇所以上	—	5 箇所	5 箇所	5 箇所
	実績値	—	5 箇所	5 箇所	6 箇所	7 箇所
	達成度	—	—	100%	120%	140%
投資家の訪問件 数	計画値	年間 5 箇所以上	—	5 箇所	5 箇所	5 箇所
	実績値	—	—	9 箇所	10 箇所	15 箇所
	達成度	—	—	180%	200%	300%
施設費交付事業 の実施状況	計画値	—	—	—	—	—
	実績値	—	100 件	97 件	93 件	93 件
	達成度	—	—	—	—	—
交付対象事業に 係る現地調査の 実施件数	計画値	年間 5 箇所以上	—	—	—	—
	実績値	—	12 箇所	14 箇所	14 箇所	13 箇所
	達成度	—	—	100%	100%	100%
東京大学生産技 術研究所跡地の 売却持分比率	計画値	—	—	—	—	—
	実績値	—	68.4%	73.9%	79.0%	83.9%
	達成度	—	—	—	—	—
承継債務償還率	計画値	—	—	100%	100%	100%
	実績値	—	100%	100%	100%	100%
	達成度	—	—	—	—	—

3 年間の業務実績のポイント

- ・機構の国立大学施設支援は、「施設費貸付事業」、「施設費交付事業」、「旧特定学校財産の管理処分」及び「承継債務償還」で構成され、これらの事業の実施を通じて、国立大学法人等の施設整備等の安定的な実施、教育研究環境の整備充実、財務及び経営の改善を支援している。
- ・施設費貸付事業については、毎年度、文部科学省の計画に基づき、国立大学法人に対して、大

学附属病院の施設整備等に必要な資金の貸付けを行っている。貸付金の債権回収率及び債務償還率はともに 100%であり、着実に事業を実施している。また、貸付事業を効果的・効率的に行うため、国立大学の財務に関する調査・分析を行っており、毎年度「国立大学法人の財務」を刊行しているほか、国立大学附属病院の経営を支援するため、「病院経営分析検討チーム」及び「国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方 WG」を設置し、「国立大学附属病院における決算資料から見る経営判断の指標」の取りまとめ、ワークショップの開催等の取組を行っている。

- ・施設費交付事業については、毎年度、文部科学省の計画に基づき国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金の交付を行っている。事業の実施にあたっては、現地調査を行うなど、適正な実施に努めている。また、国立大学法人等が保有している未利用の土地及び建物等の資産の有効活用や施設費交付事業の財源確保等の検討を行うため、国立大学法人等を対象に「資産活用に関する勉強会」の開催等の取組を行っている。
- ・旧特定学校財産の管理処分、承継債務償還についても、各年度、着実に実施しており、承継債務償還の債権回収及び債務償還の回収率及び償還率はともに 100%となっている。
- ・機構に「教育研究情報・財務情報連携による大学経営手法のフレーム検討ワーキンググループ」を設置して、国立大学法人との共同プロジェクトのフレーム案について検討しとりまとめた。

平成 30 年度までの見通し

- ・各事業について、文部科学省の計画等に基づき、着実に実施する予定。
- ・ワークショップ、勉強会及び説明会等の開催について、さらに積極的に取り組む予定。
- ・国立大学法人と連携して、「教育研究情報・財務情報連携による大学経営手法に関する共同プロジェクト」を実施する予定。

資料該当ページ	26年度	27年度	28年度
業務実績報告書（H26・H27 は国立大学財務・経営センター）	P22～29	P24～31	P49～74
主務大臣による評価書（H26・H27 は国立大学財務・経営センター）	P5～19	P5～20	P32～42

3. 学位授与事業

中期計画
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 5 学位授与 我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の国際通用性を伴った多様な発展等に寄与するため、大学による学位授与の原則を踏まえつつ、高等教育の段階の様々な学習の成果を評価し、大学の卒業者又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。なお、学位授与事業の実施に当たっては、調査研究の成果を活用する。 さらに、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、学位審査手数料の引上げにより、中期目標期間終了時までには運営費交付金の負担割合を概ね5割程度に下げる。また、省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させる。 (1) 単位積み上げ型による学士の学位授与 ① 単位積み上げ型による学士の学位授与については、申請者に係る修得単位の審査並びに学修成果についての審査及び試験等を行い、各専攻分野の学士の水準を有していると認められる者に対して、申請後6月以内に学士の学位を授与する。 また、引き続き、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を推進する。 ② 短期大学及び高等専門学校の特攻科の認定申出に基づき、大学教育に相当する水準を有しているか審査を行い、基準を満たす専攻科については認定するとともに、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。 ③ 機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の特攻科の修了見込み者に対する審査については、学位の質を担保しつつ、円滑な学位の審査と授与を行うための新たな審査方式を平成27年度中に導入する。 (2) 省庁大学校修了者に対する学位授与 ① 省庁大学校からの課程の認定申出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているか審査を行い、認定するとともに、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。 ② 省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対しては、審査により各専攻分野の学士、修士又は博士としての水準を有していると認められる者に、学士は申請後1月以内に、修士及び博士は原則として申請後6月以内に学位を授与する。 (3) 学位授与事業についての広報 単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する潜在的な学習者に対する支援のため、また、学位授与事業に関する情報を積極的に発信して、社会における理解の増進や申請者の拡大に資するため、電子媒体やパンフレット等により、機構の学位授与制度について広報する。また、学位授与事業に関する情報発信のための説明会を毎年度3回開催する。

業務実績データ		達成目標	26年度	27年度	28年度
4月期（単位積み上げ型）	申請者数	—	316人	302人	329人
	学位取得者数	—	276人	256人	286人
	電子申請利用率	—	56.9%	64.9%	72.6%
	※（ ）は特例申請を除いた値				(71.5%)
10月期（単位積み上げ型）	申請者数	—	2,349人	2,373人	2,263人
	学位取得者数	—	2,262人	2,281人	2,181人
	電子申請利用率	—	63.2%	87.2%	92.4%
	※（ ）は特例申請を除いた値			(66.5%)	(75.6%)
認定審査件数	短期大学	—	2専攻	—	2専攻
	高等専門学校	—	5専攻	2専攻	3専攻
認定専攻科数 ※当該年度4月1日時点	短期大学	—	80専攻	78専攻	75専攻
	高等専門学校	—	126専攻	128専攻	123専攻
教育の実施状況等の審査件数	短期大学	—	11専攻	14専攻	6専攻
	高等専門学校	—	18専攻	28専攻	—
認定の再審査件数	短期大学	—	—	1専攻	—
	高等専門学校	—	2専攻	2専攻	—
新たな審査方式の適用審査件数	短期大学	—	19専攻	1専攻	2専攻
	高等専門学校	—	122専攻	11専攻	6専攻
運営費交付金の負担割合		50%程度	62.2%	56.7%	55.8%
認定の審査件数		—	1課程	1課程	1課程
認定課程数 ※当該年度4月1日時点	学士相当	—	8課程	8課程	8課程
	修士相当	—	4課程	4課程	5課程
	博士相当	—	3課程	4課程	4課程
教育の実施状況等の審査件数		—	3課程	2課程	3課程
学士（省庁大学校修了者）	申請者数	—	1,016人	927人	907人
	学位取得者数	—	1,016人	927人	907人
修士（省庁大学校修了者）	申請者数	—	114人	89人	82人
	学位取得者数	—	114人	88人	82人 ※前年度保留者1名含む
博士（省庁大学校修了者）	申請者数	—	31人	31人	31人
	学位取得者数	—	29人	30人	31人
省庁大学校修了者に対する学位授与に係る運営費交付金負担割合		0%	0%	0%	0%
パンフレット等配布数					
「新しい学士への途」			12,870部	6,620部	4,414部
「学位授与申請書類」			8,075部	5,658部	3,036部
「学士をめざそう！」			9,009部	14,997部	15,139部

第3期中期目標期間における各事業の実績

「大学評価・学位授与機構が授与する学位を理解していただくために」※平成28年度より冊子名を「機構が授与する学士の学位」に変更	22,485 部	21,762 部	17,497 部
3か年の業務実績のポイント			
・「単位積み上げ型による学士の学位授与」について、毎年度、申請を年2回受け付け、審査及び試験を行い、申請より6月以内に学位を授与している。また、従来の制度に加えて、新たな審査方式として、平成26年度に認定専攻科のうち機構が定める要件を満たす専攻科を特例適用専攻科として認定し、平成27年度10月期から特例適用専攻科修了見込み者への学位授与審査を開始した。なお、従来の制度では、3年間で4,856名のうち4,506名に学位授与を行い（合格率92.8%）、平成27年度10月期から開始した新たな審査方式では、3,076名のうち3,036名に学位授与を行った（合格率98.7%）。 ・平成28年度から一定の要件を満たす高等学校等専攻科の修了者についても基礎資格を有する者として学位授与申請を受け付けることとした（学校教育法の改正に伴う規則改正）。 ・「省庁大学校修了者に対する学位授与」について、毎年度、認定した課程の修了者から申請を受け付け、審査を行い、学位を授与している。平成26年度に国立看護大学校研究課程部看護学研究科（後期課程）、平成27年度に職業能力開発総合大学校長養成課程職業能力開発研究学域、平成28年度に防衛医科大学校医学教育部看護学科を新たに認定したことにより、これらの課程の修了者に対しても申請に基づく学位の授与が可能となった。 ・平成26年度に放送大学と協定を締結し、平成27年度以降、学位取得希望者向けの説明会を開催した。また、平成28年度には学位取得者に対する表彰制度を創設するなど、学位授与事業についての周知・広報に努めている。 ・学位授与事業に係る運営費交付金の負担割合を引き下げするため、試験会場や職員数を削減するなどの業務の効率化及び合理化を行うとともに、学位審査手数料の引き上げを行い、平成25年度決算では67.2%だった負担割合が、平成28年度決算では55.8%となった。 ・インターネット利用の電子申請による申請者の利便性の向上、及び専門委員がオンラインシステムで不合格者に対する個別理由の通知を作成するなど、情報システムを改善した。			
平成30年度までの見通し			
・単位積み上げ型の学士の学位授与において、平成28年度に新設した専攻の区分「演劇」について、平成30年度より申請を受け付ける。 ・平成29年度より実施する特例適用専攻科の教育の実施状況等の審査については、従来の認定専攻科の教育の実施状況等の審査と一本化することにより、効率化を図った上で実施する。 ・省庁大学校の課程修了者に対する論文審査及び口頭試問について、配慮が必要な申請者に対して、3月までに実施できるようスケジュールを見直すとともに、遠隔会議システムを利用して口頭試問を実施することにより、審査に係る業務の効率化及び合理化を図る。 ・放送大学との連携による学位取得希望者向けの説明会を継続して開催して機構の学位授与の周知を図る。また、平成28年度に創設した表彰制度の対象者について、平成29年度の学位取得者より選考を開始し、学位授与事業に関する情報を積極的に発信する。 ・学位授与事業に係る運営費交付金の負担割合を引き下げするため、引き続き職員数などの人件費を抑制するとともに、学位審査会や専門委員会・部会におけるペーパーレス会議を推進するこ			

となどにより、業務の効率化及び合理化を促進する。			
資料該当ページ	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度
業務実績報告書	P51～80	P52～77	P75～99
主務大臣による評価書	P37～47	P33～41	P43～52

4. 質保証連携

中期計画
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置 6 質保証連携 大学等における質保証を支援するため、大学等と連携し、大学等における内部質保証システムの確立に資するよう、国内外の質保証に係る情報の収集、整理及び提供、質保証に関わる人材の能力開発を行う。また、大学等における各種の学習の機会等に関する情報の収集、整理及び提供を行う。 さらに、国内外の質保証機関と連携し、研修会等を毎年度5回以上実施するなど、我が国の評価制度全体の改善に資する活動を行う。また、我が国の高等教育への国際的な信頼性を高めるため、国際的な質保証活動に積極的に参画し、関係機関と協力して活動を行う。 併せて、これらの活動について社会に広く発信する。 (1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組 ① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供 ア 大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に資するための情報を収集・整理し、提供する。 イ 国際的な動向を踏まえた高等教育の質保証活動に資するため、諸外国の質保証に係る制度情報や動向について収集・整理し、ウェブサイト等により提供する。国際連携ウェブサイトの年間アクセス数は、16万件以上とする。 ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、各種の学習に関する情報及び大学における学位授与状況調査等の学位に関する情報を収集・整理し、提供する。 エ データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表の仕組みとしての大学ポートレートを、日本私立学校振興・共済事業団と連携して、運用する。その際、毎年度、大学ポートレートへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証するとともに、その結果を踏まえて改善に取り組むものとする。 ② 質保証人材育成 大学及び評価機関等の質保証に係る活動を実効性のあるものとするため、大学等の担当者に対する研修を毎年度実施するなど、自己点検・評価、IR（インスティテューショナル・リサーチ）、大学評価等の質保証に関わる人材の能力向上のための取組を行う。 (2) 国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組 ① 我が国の大学等の評価の効果的かつ効率的な実施のため、認証評価機関連絡協議会等を通じて、国内の評価機関等との連携・協力を進めるとともに、国内の評価機関等に対して評価に関する専門的知見等の提供を行う。 ② 我が国の高等教育の質保証に係る国際通用性の確保を図るとともに、グローバル時代に即した質保証の発展に資するため、諸外国の質保証機関及び国際的な質保証ネットワーク等と連携・協力した活動を行う。また、大学等の国際的な連携に伴う教育の質保証に資す

る活動を行う。				
業務実績データ		26年度	27年度	28年度
認証評価に関するリーフレット	大学	2,650部	2,650部	950部
	高等専門学校	950部	350部	100部
「国際連携ウェブサイト」年間アクセス件数		180,459件	206,016件	305,895件
諸外国の質保証に関する動向記事の年間発信件数		126件	111件	119件
「大学質保証フォーラム」参加者数		432人	208人	402人
大学ポートレート参加割合		86%	87%	89.7%
大学ポートレートウェブサイト年間アクセス件数 (注1) H26年度はH27.3.10～3.31 (注2) ()内は新規訪問者数		73,062件	773,710件 (74,151件)	503,735件 (112,236件)
「自己評価担当者等に対する 研修会」参加者数	大学	367人	182人	133人
	高等専門学校	29人	30人	34人
	法科大学院	5人	54人	62人
「大学教育の質保証研修」参加者数		127人	—	—
「EA（自己評価力）に関するワークショップ」参加者数		27人	31人	27人
大学連携ワークショップ参加者数		—	—	71人
認証評価機関連絡協議会等		4回	4回	4回
機関別認証評価制度に関する連絡会		4回	4回	4回
海外の質保証機関等との交流実績		26件	28件	32件
3か年の業務実績のポイント				
・大学と連携した質保証への取組として、国立大学法人等の第2期中期目標期間の教育研究の状況の評価に係るデータ分析集及び入力データ集を平成27年度に大学へ提供するとともに、平成28年度には評価委員会に提供した。さらに、平成28年度には、国公立大学（短期大学含む）に対し、大学情報分析ツール（BIツール）を提供した。 ・国内外の質保証制度に関する情報発信について、9カ国の質保証概要を含めた「インフォメーション・パッケージ」を充実した。また、諸外国の質保証制度や動向について発信する「国際連携ウェブサイト」を通じて、適時に情報を提供した。このサイトのアクセス数は平成26年度に年間18万件であったが、平成28年度には30万件に達した。 ・日本の高等教育における質保証文化の定着に資するため、「大学質保証フォーラム」を年1回開催した。 ・平成23年度より中国、韓国の質保証機関と共同で実施している「キャンパス・アジア」プログラムに対する質保証の取組を継続するなど、諸外国の質保証機関との連携を進めた。 ・平成25年度～27年度に教職協働による調査研究「学生移動（モビリティ）に伴い国内外の高等教育機関に必要とされる情報提供事業の在り方に関する調査」を実施し、成果をとりまとめて公表した。 ・平成26年度から、日本私立学校振興・共済事業団と連携して国公立大学の教育情報を共通の枠組みで公表する大学ポートレートの運用を開始した。平成28年度には、モバイル機器への対応など利用者の利便性向上のための改善を行った。また、平成28年度には、大学ポートレート運営会議において、平成30年度から実施する国際発信の公表項目等、及び認証評価機関連絡協議会からの要望による認証評価向けのデータ収集と各大学への提供を決定し、それぞれ				

第3期中期目標期間における各事業の実績

れ平成29年度、平成30年度にシステムを開発することとした。 ・質保証人材育成の取組として、毎年度の大学等の自己評価担当者に対する研修会のほか、人材育成プログラムの開発、調査研究の成果を活用したワークショップ等を実施した。			
平成30年度までの見通し			
・大学と連携した情報活用については、継続して大学へのツールの提供の在り方を検討する。 ・諸外国の質保証制度の情報収集・発信については、継続して質保証概要等を随時更新する。 ・「キャンパス・アジア」の質保証の取組については、中韓の質保証機関と共同で質保証活動の手法等を構築の上、平成30年度にモニタリングを実施する。 ・平成29年度以降、モビリティ調査の結果を活用し、学生移動や外国資格評価に関する動向の調査・情報収集のほか、海外発信が望まれる日本の高等教育情報の収集・整理を行う。 ・平成29年度には大学ポートレートの国際発信システムを開発するとともに、国内向けシステムへの一覧機能の追加などを実施している。平成30年度には国際発信システムの運用を開始する。 ・平成29年度には、「大学ポートレート・大学情報システム」の改修に向けた仕様策定を行うとともに、平成30年度にはこのシステムを開発する。			
資料該当ページ	26年度	27年度	28年度
業務実績報告書	P81～101	P78～96	P100～119
主務大臣による評価書	P48～59	P42～52	P53～64

5. 調査研究

中期計画

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

7 調査研究

機構における大学評価、学位授与及び質保証連携の各事業等の基底となる基盤的研究並びに事業の検証等に係る実証的研究を推進するとともに、我が国の高等教育の質保証に関する政策課題に対応した重点的調査研究を実施する。その際、認証評価に係る調査研究について、機構が先導的役割を担うためのものに限定するものとする。調査研究の実施に当たっては、機構の事業担当部課と共同で取り組むほか、経費の削減及び業務の効率化にも配慮しつつ、大学等及び国内外の質保証機関等との連携により研究成果の共有と定着を図る。これらの調査研究の成果を機構の事業に反映させるとともに、シンポジウム及び研究会等の開催等を通じて社会へ公開して普及に努め、調査研究の実績を適切に評価する。

(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究

次の調査研究を行い、本中期目標期間中に、各調査研究に係る成果等を公表する。

① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究

ア 大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究

我が国における大学等の教育研究活動等の評価の適切性や効果の検証を通じて、今後の我が国の大学等の評価の在り方を追究するとともに、評価の国際通用性を企図した教育研究活動等の評価の在り方及び高等教育政策の進展に伴う要請に対応した評価システムに関する研究を行う。

イ 機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究

機構の実施する大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、評価が大学等において有効に機能しているかどうかを検証するとともに、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に研究する。

② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

ア 学位の要件となる学習の体系的性に関する研究

学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能について、学位・単位制度に関する理論的基底及び学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績を踏まえて研究する。

イ 機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。

③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究

ア 高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究

質保証を確立するための評価において必要とされる情報の収集・整理・分析・公表等の検討及び教育研究活動に関する指標の開発等、大学等における自己評価及び評価機関等による評価の活用に関する研究を行う。

イ 大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究

我が国の大学等における教育研究の質保証に資するため、学位授与に至る教育課程の

第3期中期目標期間における各事業の実績

編成及び学習成果の評価手法等の在り方に関する調査研究を行うとともに、自律的な質保証活動を機能させるための多様な自己評価手法等に関する参照指針とそれに基づく人材育成及び能力開発のためのプログラムの研究開発を進める。

ウ 高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究

質保証を伴う国際的な教育プログラムの在り方及び国内外で取得された学位及び単位の相互認証のための情報提供の在り方について調査研究を行い、大学等の支援のための仕組みを検討する。

業務実績データ		26年度	27年度	28年度
機構の事業への成果の活用	事業への成果の移転 (事業資料等)	13 件	15 件	8 件
	事業への成果の移転 (資料作成・説明担当)	24 件	22 件	21 件
	事業協働研究会開催 (調査研究・事業協働)	20 回	9 回	16 回
	その他	9 件 6 回	15 件 7 回	9 件 1 回
社会への成果の提供	調査結果等の公表	6 編	5 編	7 編
	ワークショップ開催	2 回	3 回	1 回
学術論文・学会発表等	学術論文等	9 編	11 編	17 編
	学会発表等	18 件	20 件	22 件
	報告書等	13 編	5 編	6 編
研究成果の検証	シンポジウム	2 回	2 回	1 回
	成果検証研究会	1 回	—	—

3か年の業務実績のポイント

・研究開発部が中心となって、機構における大学評価、学位授与及び質保証連携の各事業等の基底となる基盤的研究並びに事業の検証等に係る実証的研究を実施した。

①「大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究」では、「大学教育における分野別質保証の在り方に関する調査研究（文科省委託調査）」において、海外状況や国内学会等の調査を実施し、その成果を発展させて『教育の内部質保証に関するガイドライン』を策定した。また、機構が実施した認証評価の評価対象校及び評価担当者に対するアンケート調査により評価の適切性・有効性を確認して評価基準等の見直しに用いた。国立大学法人評価に関する調査研究として、学部・研究科の現況分析のために学問分野ごとの特性を踏まえた教育・研究水準の評価指針の『参考例』を開発し、平成28年度実施の法人評価で大学の自己評価、及び機構における評価に利用した。

②「学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究」では、機構の単位積み上げ型の学士の学位授与に対する特例適用専攻科向けの新たな審査方式の制度を開発し、それに基づき平成26年度から審査を実施した。また、従前の方式と新たな方式のそれぞれにより学位を取得した者、特例適用専攻科の専攻科長、及び学位審査会専門委員会の退任委員に対するアンケート調査によって学位授与事業を検証して改善に反映させた。さらに高等教育研究を

専門とする外部学識経験者と行政担当者の協力を得て、高等教育レベルの多様な教育・訓練と学位・修了資格の関係について7か国比較研究を実施し、その成果を『高等教育における職業教育と学位』として刊行し、関係者に公表した。

- ③「高等教育の質保証の確立に資する調査研究」では、高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究の成果の一つとして、複数の大学に対する大学情報を複数の指標から見て大学像を一覧表示するツール **XU-Profiler** を開発し大学等に提供した。また、大学における自律的な質保証のための人材育成プログラムを開発するとともに研修を試行した。さらに、国際的な質保証に関する調査研究として、大学等が国際共同教育プログラムを実施する際の確認事項チェックリストの開発、及び学生の国際移動に伴う学習履歴と取得単位の認定業務等の組織・体制に関する調査を実施して報告書を公表した。

- ・上記の調査研究における実証的研究の成果は直ちに事業に反映させるとともに、報告書として機構のウェブサイトを通じて公表した。また、基盤的研究の成果は適時に学会等で発表し、とりまとめた成果を学術論文誌等で公表した。

平成30年度までの見通し

- ・引き続き調査研究を実施し、成果の事業への活用と社会への提供を積極的に推進する。
- ①策定した内部質保証ガイドラインを踏まえて、内部質保証や次期認証評価の在り方の調査研究を行うとともに、次期の国立大学法人評価の策定に資する調査研究を行う。
- ②全国大学院修士課程における教育研究の多様化と学位審査の実態を把握するための調査を行い、省庁大学校修了者に対する学位授与のあり方の検討に反映させる。
- ③質保証情報の活用に関する調査研究を進めると同時に、人材育成プログラムや国際的な質保証に係る参照情報を整理して大学関係者に提供する仕組みを開発する。

資料該当ページ	26年度	27年度	28年度
業務実績報告書	P103～131	P97～124	P120～151
主務大臣による評価書	P60～77	P53～73	P65～88

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法

平成15年7月16日法律第114号

最終改正：平成27年5月27日法律第27号

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 役員及び職員（第7条－第13条）
- 第3章 評議員会（第14条・第15条）
- 第4章 業務等（第16条－第22条）
- 第5章 雑則（第23条－第25条）
- 第6章 罰則（第26条－第28条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第2条 この法律及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第2条第1項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構とする。

（機構の目的）

第3条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人等（国立大学法人（同条第1項に規定する国立大学法人をいう。第16条第1項第2号及び附則第13条第1項第1号において同じ。））、大学共同利用機関法人（同法第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。第16条第1項第2号において同じ。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構をいう。同項第3号において同じ。）の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実を図り、あわせて、学校教育法第104条第4項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。

(中期目標管理法人)

第3条の2 機構は、通則法第2条第2項に規定する中期目標管理法人とする。

(事務所)

第4条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

(資本金)

第5条 機構の資本金は、附則第8条第2項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(名称の使用制限)

第6条 機構でない者は、大学改革支援・学位授与機構という名称を用いてはならない。

第2章 役員及び職員

(役員)

第7条 機構に、役員として、その長である機構長及び監事2人を置く。

2 機構に、役員として、理事2人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第8条 理事は、機構長の定めるところにより、機構長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第19条第2項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第19条第2項の規定により機構長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(理事の任期)

第9条 理事の任期は、2年とする。

(機構長の任命)

第10条 文部科学大臣は、通則法第20条第1項の規定により機構長を任命しようとするときは、あらかじめ、第14条に規定する評議員会の意見を聴かなければならない。

(役員の欠格条項の特例)

第11条 通則法第22条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

2 機構の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第23条第1項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成15年法律第114号）第11条第1項」とする。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第12条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第13条 機構の役員及び職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第3章 評議員会

（評議員会）

第14条 機構に、評議員会を置く。

2 評議員会は、20人以内の評議員で組織する。

3 評議員会は、機構長の諮問に応じ、機構の業務運営に関する重要事項を審議する。

4 評議員会は、第10条の規定による機構長の任命に関し文部科学大臣に意見を述べるほか、機構の業務運営につき、機構長に対して意見を述べることができる。

（評議員）

第15条 評議員は、大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他の機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、機構長が任命する。

2 評議員の任期は、2年とする。

3 通則法第21条第3項ただし書及び第4項並びに第23条第2項の規定は、評議員について準用する。

第4章 業務等

（業務の範囲）

第16条 機構は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。

二 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付け（次条及び第19条第1項において「施設費貸付事業」という。）を行うこ

と。

- 三 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付（以下「施設費交付事業」という。）を行うこと。
 - 四 学校教育法第104条第4項の規定により、学位を授与すること。
 - 五 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。
 - 六 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
 - 七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機構は、国立大学法人法第31条の3第1項の規定による国立大学法人評価委員会（以下この項において「評価委員会」という。）から前項第1号の評価の実施の要請があった場合には、遅滞なく、その評価を行い、その結果を評価委員会及び当該評価の対象となった国立大学又は大学共同利用機関に提供し、並びに公表するものとする。
 - 3 第1項第1号の評価の実施の手続その他同号の評価に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（区分経理）

- 第17条 機構は、施設費貸付事業及び施設費交付事業に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（次条において「施設整備勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

（利益及び損失の処理の特例等）

- 第18条 機構は、施設整備勘定以外の一般の勘定において、通則法第29条第2項第1号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第44条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第30条第1項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第16条に規定する業務のうち同条第1項第2号及び第3号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務以外の業務の財源に充てることができる。
- 2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 3 施設整備勘定については、通則法第44条第1項ただし書及び第3項の規定は、適用しない。
- 4 機構は、施設整備勘定において、通則法第44条第1項本文又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項本文の規定による積立金があるときは、その額に

相当する金額を、翌事業年度以降の施設費交付事業の財源に充てなければならない。

- 5 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券)

第19条 機構は、施設費貸付事業に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、機構は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

- 3 前2項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

- 4 前項の先取特権の順位は、民法(明治29年法律第89号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

- 5 機構は、文部科学大臣の認可を受けて、債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

- 6 会社法(平成17年法律第86号)第705条第1項及び第2項並びに第709条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

- 7 前各項に定めるもののほか、第1項又は第2項の規定による長期借入金又は債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第20条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に關する法律(昭和21年法律第24号)第3条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、前条第1項又は第2項の規定による機構の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律(昭和28年法律第51号)第2条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について保証することができる。

(償還計画)

第21条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に關する法律の準用)

第22条 補助金等に係る予算の執行の適正化に關する法律(昭和30年法律第179号)の規定(罰則を含む。)は、第16条第1項第3号の規定により機構が交付する資金について準用する。この場合において、同法(第2条第7項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長」と、

同法第2条第1項（第2号を除く。）及び第4項、第7条第2項、第19条第1項及び第2項、第24条並びに第33条中「国」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」と、同法第14条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の事業年度」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

（財務大臣との協議）

第23条 文部科学大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第18条第1項の規定による承認をしようとするとき。
- 二 第19条第1項、第2項若しくは第5項又は第21条の規定による認可をしようとするとき。

（主務大臣等）

第24条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第25条 国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

第6章 罰則

第26条 第12条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第27条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、20万円以下の過料に処する。

- 一 第16条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第18条第1項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。
- 三 第19条第1項、第2項若しくは第5項又は第21条の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

第28条 第6条の規定に違反した者は、10万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、平成15年10月1日から施行する。

（機構の成立）

第2条 機構は、通則法第17条の規定にかかわらず、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第117号。以下「整備法」という。）第2条の規定の施行の時に成立する。

2 機構は、通則法第16条の規定にかかわらず、機構の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。

（職員の引継ぎ等）

第3条 機構の成立の際現に整備法第2条の規定による廃止前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第9条の4第1項に規定する大学評価・学位授与機構（以下「旧機構」という。）の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、機構の成立の日において、機構の職員となるものとする。

第4条 前条の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律（平成27年法律第27号。附則第13条第1項において「改正法」という。）による改正前の第2条の独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下この条及び次条第3項において「旧独立行政法人大学評価・学位授与機構」という。）の職員となった者に対する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第82条第2項の規定の適用については、旧独立行政法人大学評価・学位授与機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したものとみなす。

第5条 附則第3条の規定により旧機構の職員が機構の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）に基づく退職手当は、支給しない。

2 機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 旧独立行政法人大学評価・学位授与機構の成立の日の前日に旧機構の職員として在職する者が、附則第3条の規定により引き続いて旧独立行政法人大学評価・学位授与機構の職員となり、かつ、引き続き旧独立行政法人大学評価・学位授与機構（機構を含む。以下この項において同じ。）の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧独立行政法人大学評価・学位授与機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧独立行政法人大学評価・学位授与機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4 機構は、機構の成立の日の前日に旧機構の職員として在職し、附則第3条の規定により引き続いて機構の職員となった者のうち機構の成立の日から雇用保険法（昭

和49年法律第116号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであって、その退職した日まで旧機構の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第10条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第6条 附則第3条の規定により機構の職員となった者であって、機構の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和46年法律第73号）第7条第1項（同法附則第6条第2項、第7条第4項又は第8条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第6条第1項、第7条第1項若しくは第8条第1項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、機構の成立の日において同法第7条第1項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第8条第2項（同法附則第6条第2項、第7条第4項又は第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

（機構の職員となる者の職員団体についての経過措置）

第7条 機構の成立の際現に存する国家公務員法第108条の2第1項に規定する職員団体であって、その構成員の過半数が附則第3条の規定により機構に引き継がれる者であるものは、機構の成立の際労働組合法（昭和24年法律第174号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、機構の成立の日から起算して60日を経過する日までに、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第1項の規定により労働組合となったものについては、機構の成立の日から起算して60日を経過する日までは、労働組合法第2条ただし書（第1号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（権利義務の承継等）

第8条 機構の成立の際現に国が有する権利及び義務のうち、旧機構の業務に関するもので政令で定めるものは、政令で定めるところにより、機構が承継する。

2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から機構に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、機構

の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第9条 機構の成立の際、整備法第2条の規定による廃止前の国立学校特別会計法（昭和39年法律第55号）第17条の規定に基づき文部科学大臣から旧機構の長に交付され、その経理を委任された金額に残余があるときは、その残余に相当する額は、機構の成立の日において機構に奨学を目的として寄附されたものとする。この場合において、当該寄附金の経理に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（国有財産の無償使用）

第10条 国は、機構の成立の際現に旧機構の職員の住居の用に供されている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

（不動産に関する登記）

第11条 機構が附則第8条第1項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第12条 この法律の施行の際現に大学評価・学位授与機構という名称を使用している者については、第6条の規定は、この法律の施行後6月間は、適用しない。

（機構の業務に関する特例等）

第13条 機構は、当分の間、第16条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 国立大学法人法附則第12条第1項の規定により国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務（改正法附則第10条の規定による廃止前の独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成15年法律第115号。次号において「旧センター法」という。）附則第8条第1項第2号の規定により独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した債務のうち改正法附則第2条第1項の規定により機構が承継するものをいう。）の償還及び当該承継債務に係る利子の支払（以下この条において「承継債務償還」という。）を行うこと。

二 承継債務償還及び施設費交付事業に充てるため、旧センター法附則第8条第1項第1号の規定により独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した財産のうち改正法附則第2条第1項の規定により機構が承継するものの管理及び処分を行うこと。

2 機構は、当分の間、第18条第4項に規定する積立金の額に相当する金額を、同項の規定にかかわらず、承継債務償還に充てることができる。

3 承継債務償還については、第19条第2項に規定する長期借入金又は債券の発行による収入をもって充ててはならない。

4 機構が第1項に規定する業務を行う場合には、第17条中「施設費貸付事業及び施設費交付事業」とあるのは「施設費貸付事業及び施設費交付事業並びに附則第13条第1項に規定する業務」と、第27条第1号中「第16条」とあるのは「第16条及び附則第13条第1項」とする。

(政令への委任)

第14条 附則第3条から第12条までに定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成17年7月15日法律第83号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第4条、第68条の2及び第69条の2の改正規定並びに附則第3条、第6条、第7条（税理士法（昭和26年法律第237号）第8条第1項第1号中「第68条の2第3項第2号」を「第68条の2第4項第2号」に改める改正規定に限る。）、第9条及び第10条の規定は、平成17年10月1日から施行する。

附 則〔平成19年6月27日法律第96号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則〔平成26年6月13日法律第67号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第14条第2項、第18条及び第30条の規定 公布の日

(処分等の効力)

第28条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第29条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第30条 附則第3条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附 則〔平成27年5月27日法律第27号〕

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第3条第2項及び第3項並びに第14条の規定は、公布の日から施行する。

(センターの解散等)

第2条 独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という。）

は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が承継する。

2 この法律の施行の際現にセンターが有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時ににおいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 センターの平成26年4月1日に始まる中期目標の期間（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第29条第2項第1号に規定する中期目標の期間をいう。次項において同じ。）は、平成28年3月31日に終わるものとする。

5 センターの平成28年3月31日に終わる事業年度（次項及び第7項において「最終事業年度」という。）及び中期目標の期間における業務の実績についての通則法第32条第1項の規定による評価は、機構が受けるものとする。この場合において、同条第2項の規定による報告書の提出及び公表は機構が行うものとし、同条第4項前段の規定による通知及び同条第6項の規定による命令は機構に対してなされるものとする。

6 センターの最終事業年度に係る通則法第38条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、機構が行うものとする。

7 センターの最終事業年度における通則法第44条第1項及び第2項の規定による利益及び損失の処理に関する業務は、機構が行うものとする。

8 前項の規定による処理において、通則法第44条第1項及び第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分

は、機構が行うものとする。この場合において、附則第10条の規定による廃止前の独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成15年法律第115号。同条を除き、以下「旧センター法」という。）第15条第2項から第5項まで及び附則第11条第2項の規定は、なおその効力を有するものとし、旧センター法第15条第2項中「前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額」とあるのは「施設整備勘定以外の一般の勘定において、通則法第29条第2項第1号に規定する中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第44条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額」と、同条第4項中「翌事業年度以降の施設費交付事業」とあるのは「平成28年4月1日に始まる事業年度以降の独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成15年法律第114号）第16条第1項第3号に規定する施設費交付事業」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」と、旧センター法附則第11条第2項中「承継債務償還」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法附則第13条第1項第1号に規定する承継債務償還」とする。

9 第1項の規定によりセンターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（機構への出資等）

- 第3条 前条第1項の規定により機構がセンターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（同条第8項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧センター法第15条第4項に規定する積立金の額に相当する金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。この場合において、機構は、その額により資本金を増加するものとする。
- 2 前項に規定する資産の価額は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（非課税）

- 第4条 附則第2条第1項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

（センターの権利及び義務の承継に伴う経過措置）

- 第5条 附則第2条第1項の規定により機構が承継する旧センター法第16条第1項又は第2項の規定によるセンターの長期借入金又は独立行政法人国立大学財務・経営センター債券（以下この項において「債券」という。）に係る債務について政府がした旧センター法第17条の規定による保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。
- 2 前項に規定する債券は、この法律による改正後の独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成15年法律第114号）第19条第3項及び第4項の規定の適

用については、同条第1項又は第2項の規定による債券とみなす。

(国家公務員法の適用に関する特例)

第6条 旧センター法附則第3条の規定によりセンターの職員となった者に対する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第82条第2項の規定の適用については、センターの職員として在職したことを同項に規定する特別職国家公務員等として在職したことと、旧センター法附則第3条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

(国家公務員退職手当法の適用に関する特例)

第7条 この法律の施行の際現に旧センター法附則第5条第3項に該当する者については、同項の規定は、なおその効力を有する。

(機構の役員又は職員についての通則法の適用に関する経過措置)

第8条 機構の役員又は職員についての通則法第50条の4第1項、第2項第1号及び第4号並びに第6項並びに第50条の6の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

通則法第50条の4第1項	の中期目標 管理法人役 職員であつ た者	の中期目標管理法人役職員であつた者（独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律（平成27年法律第27号。第6項において「平成27年改正法」という。）附則第2条第1項の規定により解散した旧独立行政法人国立大学財務・経営センター（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）の施行の日以後のものに限る。以下「旧センター」という。）の中期目標管理法人役職員であつた者を含む。以下この項において同じ。）
通則法第50条の4第2項第1号	であつた者	であつた者（旧センターの中期目標管理法人役職員であつた者を含む。）
通則法第50条の4第2項第4号	当該中期目 標管理法人 号	当該中期目標管理法人（旧センターを含む。）
通則法第50条の4第6項	したこと	したこと（平成27年改正法附則第10条の規定による廃止前の独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成15年法律第115号。以下この項に

		において「旧センター法」という。)又は旧センターが定めていた業務方法書、第49条に規定する規程その他の規則(以下この項において「旧センター規則」という。)に違反する職務上の行為をしたことを含む。次条において同じ。)
	させたこと	させたこと(旧センターの役員又は職員にこの法律、旧センター法若しくは他の法令又は旧センター規則に違反する職務上の行為をさせたことを含む。次条において同じ。)
	であった者	であった者(旧センターの役員又は職員であった者を含む。)
通則法第50条の6第1号	であった者	であった者(旧センターの中期目標管理法人役職員であった者を含む。)
	定めるもの	定めるもの(離職前5年間に在職していた旧センターの内部組織として主務省令で定めるものが行っていた業務を行う当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものを含む。)
通則法第50条の6第2号	うち、当該中期目標管理法人	うち、当該中期目標管理法人(旧センターを含む。)
通則法第50条の6第3号	、当該中期目標管理法人	、当該中期目標管理法人(旧センターを含む。以下この号において同じ。)

(名称の使用制限に関する経過措置)

第9条 この法律の施行の際現に大学改革支援・学位授与機構という名称を使用している者については、この法律による改正後の独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第6条の規定は、この法律の施行後6月間は、適用しない。

(独立行政法人国立大学財務・経営センター法の廃止)

第10条 独立行政法人国立大学財務・経営センター法は、廃止する。

(独立行政法人国立大学財務・経営センター法の廃止に伴う経過措置)

第11条 センターの役員又は職員であった者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

第12条 センターが交付した旧センター法第19条に規定する資金については、同

条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「「独立行政法人国立大学財務・経営センター」」とあるのは「「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」」と、「独立行政法人国立大学財務・経営センターの理事長」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長」と、「独立行政法人国立大学財務・経営センターの事業年度」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の事業年度」とする。

（罰則に関する経過措置）

第13条 この法律の施行前にした行為及び附則第11条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第14条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国立大学法人法の一部改正に伴う経過措置）

第20条 施行日前に前条の規定による改正前の国立大学法人法第7条第4項の規定により付された同項に規定する金額をセンターに納付すべき旨の条件は、前条の規定による改正後の国立大学法人法第7条第4項の規定により付された同項に規定する金額を機構に納付すべき旨の条件とみなす。

（独立行政法人国立高等専門学校機構法等の一部改正）

第21条 次に掲げる法律の規定中「独立行政法人国立大学財務・経営センター」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

- 一 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）第5条第4項及び附則第8条第3項
- 二 国立大学法人法の一部を改正する法律（平成17年法律第49号）附則第5条第11項
- 三 国立大学法人法の一部を改正する法律（平成19年法律第89号）附則第3条第2項

（独立行政法人国立高等専門学校機構法の一部改正に伴う経過措置）

第22条 施行日前に前条の規定による改正前の独立行政法人国立高等専門学校機構法第5条第4項の規定により付された同項に規定する金額をセンターに納付すべき旨の条件は、前条の規定による改正後の独立行政法人国立高等専門学校機構法第5条第4項の規定により付された同項に規定する金額を機構に納付すべき旨の条件とみなす。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 中期目標・中期計画 対照表

中期目標	中期計画
(序文) 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定により、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。	独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条の規定により、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。
(前文) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、高等教育の発展に資する業務の公共的重要性に鑑み、業務の公正かつ能率的、効果的な運営を基本方針として、以下の業務を総合的に行うことにより、大学等（大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関をいう。）の教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の教育研究環境の整備充実を図り、併せて、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目標とする。 (1) 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について、評価を行い、その結果について、当該大学等及び設置者に提供し、並びに公表すること。 (2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行うこと。 (3) 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行うこと。 (4) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により、学位を授与すること。 (5) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。 (6) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。 中期目標の期間において、機構は、我が国の認	

中期目標	中期計画
証評価制度全体の改善に資するために、国際的な動向等を踏まえた効果的・効率的な評価方法の開発等とその実証を通じた評価の改善サイクルの構築、民間認証評価機関や大学等への専門的知見の提供等の取組を通じて、先導的役割を果たすことが求められる。 また、機構は、国立大学法人等の施設整備等に必要な資金の多様かつ安定的な財源確保を行う観点から、貸付け及び交付等の融資等業務（施設費貸付事業、施設費交付事業、承継債務償還業務及び旧特定学校財産の管理処分並びにこれらに密接に関連する業務）と、これらに密接に関連する調査、分析、助言等を総合的に行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学法人等の教育研究の一層の振興を図る役割を果たしていく必要がある。 さらに、機構は、我が国において大学以外で学位を授与することができる唯一の機関として、多様化する学習者に対して学位取得の機会を提供することにより、我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の国際通用性を伴った多様な発展に寄与していくことが求められる。 併せて、グローバル社会に対応した大学等の国際化の促進が求められる中、我が国の高等教育の質保証機関として、機構の国際的な役割の重要性が高まっている。機構が、高等教育の質保証に関する調査研究や大学等における質保証の支援、国内外の質保証機関等との連携を通じた活動を推進し、我が国の高等教育の国際通用性の向上に資することを期待する。 機構が、これまでの評価及び財務・経営情報に関する知見を活かしつつ、教育研究活動の評価及び施設費貸付事業それぞれの質の向上を図るなど、法人統合の効果を十分に発揮し、このような役割を果たすことにより、大学等の教育研究活動面と経営面の改革を支援するため、機構の中期目標を以下のとおりとする。	
I 中期目標の期間 機構の第3期の中期目標の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。	
II 業務運営の効率化に関する事項	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

中期目標	中期計画
運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化を進める。また、法人統合により役員4名の削減及び管理部門の統合による事務の合理化を図っているところであるが、今後も、法人統合のメリットを最大限に生かしつつ、業務の効率化を図る。 (1) 一般管理費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上を削減するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。 また、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。 なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。 (2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価の実施等に伴う事務・事業の業務量の変動に対応して、組織の見直しを図る。 (3) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）により決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、適正化を推進する。 (4) 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、必要に応じて情報システム環境の見直しを図る。 (5) 機構長のリーダーシップの下、新たな業務体制における内部統制の仕組みを整備するとともに、機構長をはじめとした関係職員で構成する企画調整会議を毎月開催し、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図るなど適切な業務運営と内部統	運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化を進める。また、法人統合により役員4名の削減及び管理部門の統合による事務の合理化を図っているところであるが、今後も、法人統合のメリットを最大限に生かしつつ、業務の効率化を図る。 (1) 一般管理費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上を削減するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。 また、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。 なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。 (2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価の実施等の各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、人員の適正配置を実施する。その際、管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討する。 (3) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）により決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、適正化を推進するため、機構が策定する「調達等合理化計画」に沿って、取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。 (4) 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、必要に応じて情報システム環境の見直しを図るとともに、事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化を図る。 (5) 機構長のリーダーシップの下、新たな業務体制における内部統制の仕組みを整備するとともに、適切な業務運営を行うため、リスクマネジメント体制の整備、企画調整会議の毎月の開催等による組織にとって重要な情報の把握及び機構のミッションや管理運営

中期目標	中期計画
制の充実・強化を図り、必要に応じて見直しを行う。	方針の役職員への周知徹底を行い、内部統制の充実・強化を図り必要に応じて見直しを行う。また、監事による監査や会計監査人による法定監査により、機構の業務運営全般について厳格なチェックを行う。 (6) 予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。 また、内部統制の充実・強化を図るため、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。
Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
1 総合的事項 (1) 機構の高等教育の発展に資するという業務の性格に鑑み、幅広く大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営を行うため、会議における外部有識者（大学関係者及び有識者）の割合を80%以上とする。 (2) 機構の業務運営及び事業について、効果的かつ効率的に推進するために、PDCA（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善））サイクルを構築することを目的とし、自己点検・評価委員会を年に3回以上開催する。 また、本中期目標期間中に業務等に関する自己点検・評価の結果についての外部検証を行い、その結果に基づき、業務の見直しを図る。なお、調査研究については、その成果及び活用状況等について高等教育関係者による評価を受ける。	1 総合的事項 (1) 大学関係者及び有識者等の参画を得て業務運営を行うため、会議における外部有識者（大学関係者及び有識者）の割合を80%以上とする。なお、評価事業及び学位授与事業の実施に当たっては、評価担当者や審査委員となる外部の学識経験者について負担の軽減を図りつつ、計画的な確保を行う。 (2) 機構の業務運営及び事業について、効果的、効率的に推進するために、自己点検・評価委員会を年に3回以上開催し、達成目標、実施体制を明確に設定した上で、その推進を図るとともに、進捗状況のフォローアップを適時、適切に行い、これらに関する自己点検・評価を実施して、その結果に基づき業務等の見直しを図る。 また、次期中期目標期間における業務の改善に資する観点から、本中期目標期間中に、外部検証委員会において、自己点検・評価の結果についての検証等を実施し、その結果に基づき、業務の見直し・改善を図る。 なお、調査研究については、その成果及び活用状況等について高等教育関係者による評価を受ける。

中期目標	中期計画
2 教育研究活動等の評価 我が国の評価機関が国際通用性のある質の高い評価を行えるよう、認証評価制度全体の改善に資するため、評価に関する調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた知見を活用して新たな評価方法の開発等を行い、その実証を通じて、継続的に評価の進化を図るためのサイクルを構築する。こうした取組を推進し、民間認証評価機関や大学等への専門的知見の積極的提供を図るため、認証評価機関連絡協議会を年間2回以上開催するなど、先導的役割に特化することとする。 さらに、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究水準の向上に資するため、調査研究等の成果を活用し、評価を行う。 (1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 ① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等 現行の評価制度の枠組みによらない取組として、毎年度、大学等の希望に応じ、大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等を実施する。これにより、評価の選択肢の拡充や、先進的な評価手法の開発等に資する。 ② 大学、高等専門学校又は専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価 毎年度、大学又は高等専門学校の求めに	2 教育研究活動等の評価 我が国の評価機関が国際通用性のある質の高い評価を行えるよう、評価に関する調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた知見を活用し、大学等（大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関をいう。）の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価、及び、大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価を行う。また、民間認証評価機関や大学等に専門的知見の提供等を積極的に行うため、認証評価機関連絡協議会を年間2回以上開催する。これらの取組を推進することにより、認証評価全体の改善に資するための先導的役割に特化する。 さらに、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究水準の向上に資するため、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づき、調査研究等の成果を活用し、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における教育研究の状況について評価を行う。 (1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 ① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等 ア 毎年度、大学等の希望に応じて、研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況等について、それぞれ機構が定める評価基準に従って選択評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。 イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。 ウ 本中期目標期間中に、機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。 エ 評価の国際通用性や高等教育政策上の要請を踏まえた評価システムを構築するため、本中期目標期間中に評価に関する調査研究の成果を反映した新たな評価基準等の策定に向けた検討を行う。 ② 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価 ア 毎年度、大学、高等専門学校及び法科大学院の求めに応じて、機構が定める評

中期目標	中期計画
応じて、その教育研究等の総合的状況に関する評価又は専門職大学院の教育研究活動の状況に係る評価を適切に実施し、その結果を当該大学等に提供し、教育研究活動等の質を保証するとともに、その改善に資する。併せて当該大学等の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう、毎年度、評価結果を公表する。 なお、民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、機構自らが実施する認証評価について、本中期目標期間中にその数を段階的に削減し将来的な廃止を含めた在り方を検討する。また、法科大学院に係る評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減することとする。 (2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価 文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の質の向上と個性の伸長に資するとともに、社会に対する説明責任を果たすことを実施方針とし、国立大学法人及び大学共同利用機関法人 90 法人の教育研究の状況についての評価を適切に実施する。	価基準に従って大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学、高等専門学校及び法科大学院に通知するとともに公表する。 イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。 ウ 本中期目標期間中に、機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。 エ 民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、機構自らが実施する認証評価について、本中期目標期間中にその数を段階的に削減し将来的な廃止を含めた在り方を検討する。 オ 認証評価制度全体の改善に資するための先導的な取組に関する部分を除き、原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、合理化・効率化を図る。 カ 法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減する。 (2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価 ア 国立大学法人及び大学共同利用機関法人 90 法人の第 2 期中期目標期間における教育研究の状況について、評価を行い、評価結果について、文部科学省国立大学法人評価委員会に提出するとともに、社会に公表する。 イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう、評価体制等を構築し、大学の教育情報に係るデータベースを活用するとともに、評価担当者の研修を実施する。 ウ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第 2 期中期目標期間における教育研究の状況の評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うこと等により検証し、第 3 期の評価に向けた評価方法を改善するための検討を行う。

中期目標	中期計画
3 施設費貸付事業及び施設費交付事業 国立大学法人等の健全かつ安定的な運営のため、機構は、我が国の高等教育及び学術研究の中心的な役割を果たしている国立大学法人等における教育研究環境の整備充実と財務及び経営の改善を図ることにより、国立大学法人等が、より一層、活性化及び発展し、社会に貢献できるよう支援することを基本とする。 国立大学法人等の施設は、独創的・先端的な学術研究や創造性豊かな人材育成のための活動基盤であって、質の高い、安全な教育研究環境の確保が求められていることから、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等の施設整備等を多様な財源により安定的に実施し、教育研究環境の整備充実を図るため、機構において、文部科学省の策定する方針に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付を行う。また、訪問調査を年に5回以上実施することにより、事業が適切に機能しているかを確認する。 なお、事業の実施にあたっては、法令等を遵守し、国立大学法人等と密接な連携を図りつつ、円滑な業務の推進に努める。 (1) 施設費貸付事業については、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、教育研究環境の整備充実のため、毎年度、長期借入金等を財源として土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行う。特に、大学附属病院については、近年の社会情勢や医療構造の変化に対応すべく教育・研究・診療等の機能を確実に提供することが求められていることから、これらを十分に踏まえた資金の貸付けを実施する。 それに際しては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善にも資するよう、効率的な資金の調達を実施するとともに、国立大学法人等の収支状況等に即した精度の高い審査を実施し、債権の確実な償還に努め、債権を確実に回収する。	3 施設費貸付事業及び施設費交付事業 国立大学法人等の施設は、独創的・先端的な学術研究や創造性豊かな人材育成のための活動基盤であって、質の高い、安全な教育研究環境の確保が求められていることから、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等の施設整備等を多様な財源により安定的に実施し、教育研究環境の整備充実を図るため、文部科学省の策定する方針に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付を行う。 なお、事業の実施にあたっては、法令等を遵守し、国立大学法人等と密接な連携を図りつつ、円滑な業務実施に努める。 (1) 施設費貸付事業 ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備及び国立大学の移転による整備等に必要な資金として貸付けを行う。 ② 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ又は債券発行により資金の調達を行う。 その際、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。 ③ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。 また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。 なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。 ④ 貸付事業に係る債権について確実に回収し、長期借入金債務等の償還を確実にを行うため、年間5箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。 ⑤ 民間資金の調達にあたり、I R活動とし

中期目標	中期計画
(2) 施設費交付事業については、毎年度、国立大学法人等に対し、教育研究環境の整備充実のため、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行う。 なお、中長期的視点からその在り方及び財源の確保について検討を行い、本中期目標期間中に一定の結論を得る。	て年間5箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。 ⑥ 機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うための調査、分析を行う。 (2) 施設費交付事業 ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国から承継した旧特定学校財産を処分することで得られる収入、各国立大学法人等からの財産処分収入の一定部分の納付金等の財源により、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。 ② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図るため、年間5箇所以上の交付先訪問調査を実施する。 ③ 交付事業財源の確保について、文部科学省及び国立大学法人等の関係機関との連携を図るとともに、外部有識者、専門家の協力を得る等により本中期計画期間中に具体的な検討を行い、一定の結論を得る。
4 国から承継した財産等の処理 (1) 国から承継した旧国立学校設置法第9条の5第1号に規定する特定学校財産の処分については、公用・公共用優先の原則等を勘案しながら、処分の予定時期等を定めた計画を策定し、毎年度その進捗状況を明確にする。 (2) 国立大学法人法附則第12条第1項の規定により国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。	4 国から承継した財産等の処理 (1) 旧特定学校財産の管理処分 国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として貸与しつつ、売却を進める。 なお、処分の予定時期等の計画については、年度計画において策定することとし、毎年度その進捗状況を明確にする。 (2) 承継債務償還 国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

中期目標	中期計画
5 学位授与 我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の国際通用性を伴った多様な発展等に寄与するため、大学による学位授与の原則を踏まえつつ、高等教育の段階の様々な学習の成果を評価し、大学の卒業生又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。また、学位授与事業に関する情報発信のための説明会を毎年度3回開催する。なお、学位授与事業の実施に当たっては、調査研究の成果を活用する。 また、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、学位審査手数料の引上げにより、中期目標期間終了時までには運営費交付金の負担割合を概ね5割程度に下げることとする。なお、省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させることとする。 (1) 単位積み上げ型による学士の学位授与 単位積み上げ型による学士の学位授与については、審査により学士の水準を有していると認められる者に対して学士の学位を授与する。 また、短期大学及び高等専門学校の特攻科の申し出に基づき、学校教育法第104条第4項第1号に規定する文部科学大臣の定める学習として、特攻科の教育内容等が大学教育に相当する水準を有しているか審査を行い、機構が定める要件を満たすものについて認定することにより、当該特攻科で修得した単位が大学で修得した単位と同等であることを保証し、機構が授与する学位の水準を確保する。 機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の特攻科修了見込み者に対する審査については、学位の審査と授与を円滑に行うため、新たな審査方式を導入する。 (2) 省庁大学校修了者に対する学位授与 学校教育法第104条第4項第2号に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申し出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているか審査を行い、認定することにより、当該課	5 学位授与 我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の国際通用性を伴った多様な発展等に寄与するため、大学による学位授与の原則を踏まえつつ、高等教育の段階の様々な学習の成果を評価し、大学の卒業生又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。なお、学位授与事業の実施に当たっては、調査研究の成果を活用する。 さらに、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、学位審査手数料の引上げにより、中期目標期間終了時までには運営費交付金の負担割合を概ね5割程度に下げる。また、省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させる。 (1) 単位積み上げ型による学士の学位授与 ① 単位積み上げ型による学士の学位授与については、申請者に係る修得単位の審査並びに学修成果についての審査及び試験等を行い、各専攻分野の学士の水準を有していると認められる者に対して、申請後6月以内に学士の学位を授与する。 また、引き続き、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を推進する。 ② 短期大学及び高等専門学校の特攻科の認定申し出に基づき、大学教育に相当する水準を有しているか審査を行い、基準を満たす特攻科については認定するとともに、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。 ③ 機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の特攻科の修了見込み者に対する審査については、学位の質を担保しつつ、円滑な学位の審査と授与を行うための新たな審査方式を平成27年度中に導入する。 (2) 省庁大学校修了者に対する学位授与 ① 省庁大学校からの課程の認定申し出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているか審査を行い、認定するとともに、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。 ② 省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対しては、審査により各専攻分野の学士、修士又は博士としての水準を

中期目標	中期計画
程が大学又は大学院の水準と同等であることを保証し、機構が授与する学位の水準を確保する。また、省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対しては、審査により、学士、修士又は博士の学位の水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。 (3) 学位授与事業についての広報 単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する学習者に対して有用な情報を提供するとともに、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進や申請者の拡大に資する。	有していると認められる者に、学士は申請後1月以内に、修士及び博士は原則として申請後6月以内に学位を授与する。 (3) 学位授与事業についての広報 単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する潜在的な学習者に対する支援のため、また、学位授与事業に関する情報を積極的に発信して、社会における理解の増進や申請者の拡大に資するため、電子媒体やパンフレット等により、機構の学位授与制度について広報する。また、学位授与事業に関する情報発信のための説明会を毎年度3回開催する。
6 質保証連携 我が国の高等教育の発展に資するため、大学等と連携し、大学等における質保証を支援する。また、国内外の質保証機関と連携し、研修会等を毎年度5回以上実施するなど、我が国の評価制度全体の改善と高等教育への国際的な信頼性を高めるための活動を行う。 なお、これらの事業実施に当たっては、調査研究の成果を活用する。 (1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組 ① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供 大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に役立てるとともに、機構が行う評価の改善・向上に活用するため、諸外国の質保証の動向等についてウェブサイト等により情報提供を行うなど、大学等の教育研究活動等の状況に係る情報の収集、整理及び提供を行う。この際、国際連携ウェブサイトの年間アクセス数を16万件以上を目指す。 また、学習機会の多様化や生涯学習の展開が進む社会の状況を踏まえて、各種の学習に関する情報及び学位授与状況等の情報	6 質保証連携 大学等における質保証を支援するため、大学等と連携し、大学等における内部質保証システムの確立に資するよう、国内外の質保証に係る情報の収集、整理及び提供、質保証に関わる人材の能力開発を行う。また、大学等における各種の学習の機会等に関する情報の収集、整理及び提供を行う。 さらに、国内外の質保証機関と連携し、研修会等を毎年度5回以上実施するなど、我が国の評価制度全体の改善に資する活動を行う。また、我が国の高等教育への国際的な信頼性を高めるため、国際的な質保証活動に積極的に参画し、関係機関と協力して活動を行う。 併せて、これらの活動について社会に広く発信する。 (1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組 ① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供 ア 大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に資するための情報を収集・整理し、提供する。 イ 国際的な動向を踏まえた高等教育の質保証活動に資するため、諸外国の質保証に係る制度情報や動向について収集・整理し、ウェブサイト等により提供する。国際連携ウェブサイトの年間アクセス数は、16万件以上とする。 ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、各種の学習に関する情報及び大学

中期目標	中期計画
の収集、整理、提供を行う。 これらの業務の一環として、データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表の仕組みとしての大学ポートレートを、日本私立学校振興・共済事業団と連携して、運用する。大学ポートレートでは、大学の機能・特色に応じた多様な情報を国内外の様々な者に提供することにより、社会において実態に即した大学像の共有が図られるように努める。当該目標を達成するため、毎年度、大学ポートレートへの大学の参加状況や利用者の利用状況等の把握・分析等を行い、その改善に取り組むものとする。 ② 質保証人材育成 大学及び評価機関等の質保証に係る活動を実効性のあるものとするため、大学等の担当者に対する研修を毎年度実施するなど、質保証に関わる人材の能力向上に資する活動を行う。 (2) 国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組 我が国の高等教育に係る国際的な信頼性を高めるため、国内外の質保証機関や評価機関等と連携し、国際的な質保証活動に参画するとともに、多様化する高等教育の質の向上及び質保証に資する活動を行う。	における学位授与状況調査等の学位に関する情報を収集・整理し、提供する。 エ データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表の仕組みとしての大学ポートレートを、日本私立学校振興・共済事業団と連携して、運用する。その際、毎年度、大学ポートレートへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証するとともに、その結果を踏まえて改善に取り組むものとする。 ② 質保証人材育成 大学及び評価機関等の質保証に係る活動を実効性のあるものとするため、大学等の担当者に対する研修を毎年度実施するなど、自己点検・評価、I R（インスティテューショナル・リサーチ）、大学評価等の質保証に関わる人材の能力向上のための取組を行う。 (2) 国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組 ① 我が国の大学等の評価の効果的かつ効率的な実施のため、認証評価機関連絡協議会等を通じて、国内の評価機関等との連携・協力を進めるとともに、国内の評価機関等に対して評価に関する専門的知見等の提供を行う。 ② 我が国の高等教育の質保証に係る国際通用性の確保を図るとともに、グローバル時代に即した質保証の発展に資するため、諸外国の質保証機関及び国際的な質保証ネットワーク等と連携・協力した活動を行う。また、大学等の国際的な連携に伴う教育の質保証に資する活動を行う。
7 調査研究 我が国の大学等の教育研究について、国際通用性を踏まえた質の保証や向上に向けた環境を整備するための調査研究を行い、調査研究の成果を機構の事業に活用するとともに、シンポジウム及び研究会等を開催し、その成果の活用・普及を図る。その際、認証評価に係る調査研究について、機構が先導的役割を担うためのものに限定することとする。調査研究の実施に当たっては、社会的要請の高い課題に取り組む。なお、調査研究業務の実施に当たっては、経費の削減及び業務の効率化に配慮して実施することとする。	7 調査研究 機構における大学評価、学位授与及び質保証連携の各事業等の基底となる基盤的研究並びに事業の検証等に係る実証的研究を推進するとともに、我が国の高等教育の質保証に関する政策課題に対応した重点的調査研究を実施する。その際、認証評価に係る調査研究について、機構が先導的役割を担うためのものに限定するものとする。調査研究の実施に当たっては、機構の事業担当部課と共同で取り組むほか、経費の削減及び業務の効率化にも配慮しつつ、大学等及び国内外の質保証機関等との連携により研究成果の共有と定着を図る。これらの調査研究の成果を機構

中期目標	中期計画
(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究 次の調査研究を行う。 ① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究 我が国の大学等が質の確保及び教育研究活動等の社会への説明責任を果たすことを支援するため、国際通用性のある質の高い評価システムの在り方に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する大学等の評価を実証的に検証し、本中期目標期間中に上記の調査研究に係る成果等を公表する。 ② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究 学位の質の確保及び多様な学習機会への社会の要請に応えるため、学位授与の要件となる学習の成果の評価に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する学位授与を実証的に検証し、本中期目標期間中に上記の調査研究に係る成果を公表する。 ③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究 高等教育の質保証に係る情報の活用、大学等における質保証システムの構築	の事業に反映させるとともに、シンポジウム及び研究会等の開催等を通じて社会へ公開して普及に努め、調査研究の実績を適切に評価する。 (1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究 次の調査研究を行い、本中期目標期間中に、各調査研究に係る成果等を公表する。 ① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究 ア 大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究 我が国における大学等の教育研究活動等の評価の適切性や効果の検証を通じて、今後の我が国の大学等の評価の在り方を追究するとともに、評価の国際通用性を企図した教育研究活動等の評価の在り方及び高等教育政策の進展に伴う要請に対応した評価システムに関する研究を行う。 イ 機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究 機構の実施する大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、評価が大学等において有効に機能しているかどうかを検証するとともに、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に研究する。 ② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究 ア 学位の要件となる学習の体系性に関する研究 学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能について、学位・単位制度に関する理論的基底及び学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績を踏まえて研究する。 イ 機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究 高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。 ③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究 ア 高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究

中期目標	中期計画
及び国際的な質保証と学位・単位の通用性に関する調査研究を行い、本中期目標期間中に上記の調査研究に係る成果を公表する。 (2) 調査研究の成果の活用及び評価 (1) で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、毎年度、4回以上、シンポジウム及び研究会等を開催することにより、調査研究の成果の普及を図る。 ① 機構の事業への調査研究の成果の活用 大学評価及び学位授与の各事業の実施結果を適切な手法を用いて分析して実証的研究の報告としてとりまとめ、評価手法の開発、新たな学位審査方式の導入等の事業の改善に活用するとともに、その活用状況を報告・公表する。 ② 社会への調査研究の成果の提供 我が国の高等教育政策の動向に対応した調査研究の成果等を、シンポジウム及び研究会等の開催等により、毎年度、社会及び高等教育関係者へ提供し、調査研究の成果を普及させる。 ③ 調査研究の成果と実績の評価 調査研究の成果を学術論文として公表するほか、機構における事業実施の検証等の結果を高等教育関係者に報告すること	質保証を確立するための評価において必要とされる情報の収集・整理・分析・公表等の検討及び教育研究活動に関する指標の開発等、大学等における自己評価及び評価機関等による評価の活用に関する研究を行う。 イ 大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究 我が国の大学等における教育研究の質保証に資するため、学位授与に至る教育課程の編成及び学習成果の評価手法等の在り方に関する調査研究を行うとともに、自律的な質保証活動を機能させるための多様な自己評価手法等に関する参照指針とそれに基づく人材育成及び能力開発のためのプログラムの研究開発を進める。 ウ 高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究 質保証を伴う国際的な教育プログラムの在り方及び国内外で取得された学位及び単位の相互認証のための情報提供の在り方について調査研究を行い、大学等の支援のための仕組みを検討する。 (2) 調査研究の成果の活用及び評価 (1) で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、毎年度、4回以上、シンポジウム及び研究会等を開催することにより、調査研究の成果の普及を図る。 ① 機構の事業への調査研究の成果の活用 大学評価及び学位授与の各事業の実施結果に対する実証的研究の成果を報告としてとりまとめて、評価手法の開発、新たな学位審査方式の導入等の事業の改善に活用する。また、その状況を、調査研究と事業を一体的に捉えた成果の活用状況として公表する。 ② 社会への調査研究の成果の提供 質保証のための評価システムに関する研究成果、学位授与の要件等の学位システムに関する研究成果及び国際通用性のある質保証に係る研究成果等を、社会及び高等教育関係者へ参照情報として提供する。また、定期的に開催する大学質保証フォーラム等を通じて、これらの成果の普及を図る。 ③ 調査研究の成果と実績の評価 基盤的研究及び実証的研究の研究成果を関連学協会等の学術論文誌及び機構で発行する学術誌『大学評価・学位研究』に

中期目標	中期計画
により、調査研究の実績を適切に評価し、研究の質を確保する方策をとる。	査読を受けて公表する。また、各年度の各事業実施の検証等の結果及び事業によっては区切りとなる年度に当該期間の総括的な検証等の結果を高等教育関係者に報告する。さらに、各年度にシンポジウムを1回以上、研究会を3回以上開催し、調査研究の成果について議論を行う。これらを通じて、調査研究の実績を適切に評価して研究の質を確保するとともに、高等教育政策の動向に対応した調査研究の課題を不断に見直す。
IV 財務内容の改善に関する事項 1 予算の適正かつ効率的な執行 予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。 また、内部統制の充実・強化を図るため、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。	III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり 4 人件費の効率化 総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。
2 固定的経費の削減 効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用検討を行いつつ、管理業務の一層の効率化を進めること等により、固定的経費の節減を図る。 また、総人件費の見直しについては、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。	IV 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 82億円 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。
3 資産の有効活用 小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。	V 重要な財産の処分等に関する計画 小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。 VI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。
V その他業務運営に関する重要事項	VII その他主務省令で定める業務運営に関する

中期目標	中期計画								
1 事業の適切な実施に当たり、職員の幅広い人材確保と資質の向上を図る。	事項								
	1 人事に関する計画								
	(1) 方針								
	① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。								
	② 特に事務系職員には、専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行い、各種研修へ年間延べ200名以上の職員を参加させる。								
	(2) 人員に係る指標								
	常勤職員数(期限付職員を除く。)については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。								
	(参考)								
	中期目標期間中の人件費総額								
	中期目標期間中の人件費総額見込み 4,547 百万円								
	ただし、上記の額は、役員及び常勤職員に対する給与、賞与、その他の手当、法定福利費であり、退職手当は含まない。								
	2 中期目標の期間を超える債務負担								
	長期借入金 (単位：百万円)								
	<table><tr><td>区 分</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td></tr><tr><td>長期借入金 償 還 金</td><td>70,480</td><td>68,601</td><td>64,790</td></tr></table>	区 分	H28	H29	H30	長期借入金 償 還 金	70,480	68,601	64,790
区 分	H28	H29	H30						
長期借入金 償 還 金	70,480	68,601	64,790						
	<table><tr><td>区 分</td><td>中期目標 期間小計</td><td>次期以降 償還額</td><td>総債務 償還額</td></tr><tr><td>長期借入金 償 還 金</td><td>203,872</td><td>701,125</td><td>904,997</td></tr></table>	区 分	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額	長期借入金 償 還 金	203,872	701,125	904,997
区 分	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額						
長期借入金 償 還 金	203,872	701,125	904,997						

(別紙1)

平成26年度～平成30年度 予算

(単位:百万円)

区分	一般勘定	施設整備勘定	法人全体
収入			
運営費交付金	7,580	0	7,580
大学等認証評価手数料	1,224	0	1,224
学位授与審査手数料	642	0	642
長期借入金等	0	158,400	158,400
長期貸付金等回収金	0	216,939	216,939
長期貸付金等受取利息	0	27,241	27,241
財産処分収入	0	9,030	9,030
財産賃貸収入	0	320	320
財産処分収入納付金	0	474	474
有価証券利息	0	6	6
その他	48	0	48
計	9,494	412,410	421,904
支出			
業務等経費	6,226	0	6,226
うち 人件費(退職手当を除く)	3,809	0	3,809
物件費	2,376	0	2,376
退職手当	41	0	41
大学等評価経費	1,224	0	1,224
学位授与審査経費	642	0	642
一般管理費	1,402	0	1,402
うち 人件費(退職手当を除く)	738	0	738
物件費	660	0	660
退職手当	4	0	4
施設費貸付事業費	0	156,467	156,467
施設費交付事業費	0	12,000	12,000
長期借入金等償還	0	218,872	218,872
長期借入金等支払利息	0	26,882	26,882
公租公課等	0	102	102
債券発行諸費	0	41	41
債券利息	0	318	318
計	9,494	414,682	424,176

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

※施設整備勘定は平成28年度～平成30年度の予算である。

[人件費の見積り]

期間中総額: 4, 547百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員及び常勤職員に対する給与、賞与、その他の手当、法定福利費であり、退職手当は含まない。

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金(A)については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = \{ (C(y) - Tc(y)) \times \alpha 1 (\text{係数}) + Tc(y) \} + \{ (R(y) + Pr(y)) \times \alpha 2 (\text{係数}) + Tr(y) \} + \varepsilon(y) - B(y)$$

A(y): 当該事業年度に交付する運営費交付金。

B(y): 当該事業年度における自己収入。

C(y): 当該事業年度における一般管理費。

$\varepsilon(y)$: 当該事業年度における特殊経費。重点施策の実施、事故の発生等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

$\alpha 1$: 一般管理効率化係数、3%。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\alpha 2$: 事業効率化係数、1%。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

(1) 人件費

毎事業年度の人件費P(y)については、以下の数式により決定する。

$$P(y) = Pr(y) + Pc(y) + Tr(y) + Tc(y) \\ = \{ (Pr(y-1) \times \gamma (\text{係数}) + Pc(y-1)) \times \sigma (\text{係数}) + Tr(y) + Tc(y) \}$$

P(y): 当該事業年度における人件費(退職手当を含む)。

Pr(y): 当該事業年度における事業経費中の人件費(退職手当を除く)。Pr(y-1)は直前の事業年度におけるPr(y)。

Pc(y): 当該事業年度における一般管理費中の人件費(退職手当を除く)。Pc(y-1)は直前の事業年度におけるPc(y)。

Tr(y): 当該事業年度における事業経費中の退職手当。

Tc(y): 当該事業年度における一般管理費中の退職手当。

γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。 $\pm 0\%$

σ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。 $\pm 0\%$

(2) 事業経費(R(y)+Pr(y)+Tr(y))

毎事業年度の事業経費中の物件費R(y)については、以下の数式により決定する。

$$\text{事業経費中の物件費 } R(y) = R(y-1) \times \beta (\text{係数}) \times \gamma (\text{係数})$$

R(y): 当該事業年度における事業経費中の物件費。R(y-1)は直前の事業年度におけるR(y)。

β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。 $\pm 0\%$

γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。 $\pm 0\%$

(3) 一般管理費(C(y)=Pc(y)+E(y)+Tc(y))

毎事業年度の一般管理費中の物件費E(y)については、以下の数式により決定する。

$$\text{一般管理費中の物件費 } E(y) = E(y-1) \times \beta (\text{係数})$$

E(y): 当該事業年度における一般管理費中の物件費。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。

β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。 $\pm 0\%$

(4)事業収入

毎事業年度の事業収入 $B(y)$ の見積額については、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体の数値を決定。

(別紙2)

平成26年度～平成30年度 収支計画

(単位:百万円)

区分	一般勘定	施設整備勘定	法人全体
費用の部	9,838	41,777	51,615
経常費用	9,838	41,777	51,615
業務等経費	6,140	0	6,140
大学等評価経費	1,224	0	1,224
学位授与審査等経費	642	0	642
施設費交付事業費	0	12,000	12,000
支払利息	0	26,638	26,638
処分用資産売却原価	0	2,995	2,995
その他の業務経費	0	102	102
一般管理費	1,348	0	1,348
減価償却費	484	0	484
財務費用	0	41	41
収益の部	9,838	36,506	46,344
運営費交付金収益	7,440	0	7,440
大学等認証評価手数料	1,224	0	1,224
学位授与審査等手数料	642	0	642
処分用資産賃貸収入	0	320	320
処分用資産売却収入	0	9,030	9,030
施設費交付金収益	0	474	474
受取利息	0	26,681	26,681
財務収益	0	0	0
資産見返物品受贈額戻入	20	0	20
資産見返運営費交付金戻入	464	0	464
雑収入	48	0	48
純損失	0	5,271	5,271
大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金取崩額	0	5,271	5,271
総利益	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

※施設整備勘定は平成28年度～平成30年度の収支計画である。

(別紙3)

平成26年度～平成30年度 資金計画

(単位:百万円)

区分	一般勘定	施設整備勘定	法人全体
資金支出	9,494	414,641	424,135
業務活動による支出	9,355	195,769	205,124
投資活動による支出	139	0	139
財務活動による支出	0	218,872	218,872
次期中期目標期間への繰越金	0	0	0
資金収入	9,494	418,258	427,753
業務活動による収入	9,494	254,008	263,502
運営費交付金による収入	7,580	0	7,580
承継債務負担金債権の回収による収入	0	111,468	111,468
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	0	10,141	10,141
施設費貸付金の回収による収入	0	105,471	105,471
施設費貸付金に係る利息の受取額	0	17,100	17,100
処分用資産の売却による収入	0	9,030	9,030
処分用資産の貸付による収入	0	320	320
施設費交付金の納付による収入	0	474	474
利息及び配当金の受取額	0	4	4
その他の収入	1,914	0	1,914
投資活動による収入	0	5,892	5,892
財務活動による収入	0	158,359	158,359
前期中期目標期間よりの繰越金	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

※施設整備勘定は平成28年度～平成30年度の資金計画である。